

令和5年山形県教育委員会7月定例会

令和5年7月20日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第4次山形県特別支援教育推進プランの策定について (特別支援教育課)

5 議 題

議第1号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)

議第2号 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について (生涯教育・学習振興課)

議第4号 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について (生涯教育・学習振興課)

議第5号 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について (スポーツ保健課)

議第6号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

特別支援教育に係るリーフレットやコンテンツ等をご活用ください!

特別支援教育課 主なリーフレットと通常の学級の支援のための活用資料

山形県HP特別支援教育課よりダウンロード可

- 就学に関する保護者向けリーフレット
 - 「お子さんのよりよい就学に向けて」
- 「個別の教育支援計画」に関する保護者向けリーフレット
 - 「個別の教育支援計画」の作成と活用
- 通級に関するリーフレット
 - 「通級による指導」について
- 高等学校における特別支援教育に関するリーフレット
 - 「県立高等学校における特別支援教育について」
 - 「高等学校向け個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式例」

- 関係機関との連携に関するリーフレット
 - 「切れ目ない支援で、子どもの自立と社会参加をめざす」
～家庭、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携 実践事例～
- 交流及び共同学習に関するリーフレット
 - 「共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進」
 - 「管理職がリードする交流及び共同学習の推進」
 - 「共生社会を目指す実践事例」



活用資料

- 特別な支援が必要な児童生徒の気づきのためのチェックリスト



活用資料

- クラスでできる支援ヒント集



県教育センター 授業づくり等に係る資料等

山形県教育センターHPをご覧ください。

- ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりハンドブック
- 特別支援学級ハンドブック
- 自立活動の授業づくりに向けて
- ICT活用授業報告
- 知的障がい特別支援学級における自立活動の実践事例集

国立特別支援総合研究所発行のリーフレット・コンテンツ等

http://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaflet

主なリーフレット

- 知的障害特別支援学級の授業づくり『すけっと』がお助けします!
- 発達障害のある子供の教育に関わるすべての教員の皆様へ
「もしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…?」
- 「インクル COMPASS」ガイド
- 自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう!
- 自閉症のある子どもの指導目標の設定・見直しにおけるポイント
ー子どもの主体的な学びを引き出すためにー
- 特別支援教育でICTを活用しよう
- 自閉症のある子どもの自立活動の授業を組み立てる上での要点



特別支援教育 eラーニング (インターネット 講義配信)

- 「NISE 学びラボ」



インクルーシブ教育システム構築

に関するツール

- 「インクル COMPASS」



合理的配慮に関する内容

(実践事例データベース)

- 「インクル DB」



この資料及び本プランは、県教育局特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

山形県特別支援教育4次プラン



山形県教育局特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL : 023-630-2873 FAX : 023-630-2774

E-mail : ytokushi@pref.yamagata.jp



第4次

山形県特別支援教育推進プラン



令和5年度～(5か年)

<基本目標>

- ◎ 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ◎ 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援^{※1}の充実を図る。
- ◎ インクルーシブ教育システム^{※2}への理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

切れ目ない支援(※1)

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

インクルーシブ教育システム(※2)

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

令和5年6月

山形県教育委員会

施策一覽

施策1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進

○インクルーシブ教育システムや共生社会についての更なる周知・啓発

- ・ホームページを活用した情報発信の工夫(2次元コードを利用した発信力の強化)【新】
- ・発達障がい理解に係る研修会等(研修会を参集型と配信型を併用して実施し参加者を拡大)
- ・多様性を認め合う学級経営の取組みや多様なもの見方・考え方を育てる教育活動を促進するための好事例を発信



○発達段階やニーズに応じた多様な交流及び共同学習の実施による内容・質の充実

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互理解を深める交流及び共同学習や学級経営の周知【小中段階】
- ・双方の学校の特性を生かした活動の推進(生徒会活動、ボランティア活動、バザー等)【高等学校段階】
- ・多様な交流手段を活用した交流実施の拡大(手紙等の媒体を介した間接交流、ICTを活用した遠隔交流等)

○特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供と評価・改善の促進

- ・全ての教員を対象とした合理的配慮に係る(校内)研修の推進(データベース「インクルDB」の活用促進)
- ・校内委員会やケース会議等による合理的配慮の組織的な検討の促進
- ・個別的教育支援計画に明記しPDCAサイクルによって評価・改善することを促進
- ・合理的配慮の提供に係る情報共有とチーム支援の促進(実践事例の蓄積と共有、好事例の紹介)



施策2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

○切れ目ない支援の充実に向けた積極的な情報共有による関係機関との連携強化

- ・個別的教育支援計画をツールとした支援に係る情報の共有と引継ぎの促進(作成・活用にあたっての関係機関との情報共有、進学・就労時等における引継ぎ率の向上)
- ・特別支援教育コーディネーターを窓口とした関係機関との連携推進(連携マニュアルの作成・配布)【新】
- ・県内4地域における切れ目ない支援体制の強化(切れ目ない支援連携協議会による地域の連携に係る課題の検討とより一層連携を進めるためのマニュアルの作成)



○個々の教育的にニーズに応じた適切な教育支援の推進

- ・就学担当者や教育支援地方研究協議会を通じた教育支援に係る関係者の理解推進(早期からの情報提供、就学に関するガイダンスの実施、合意形成に向けた丁寧な教育相談)
- ・就学に係る保護者への周知と理解の推進(保護者向けリーフレットを活用した理解の推進)
- ・保護者の相談機会の確保(早期相談支援「にこにこ相談」・「地域教育相談窓口」等)



○学校における医療的ケアの対応等の課題における関係機関との連携の推進

- ・支援センターや医療機関等との連携体制の構築(医療的ケア連絡協議会による課題解決に向けた連携)
- ・学校における医療的ケアに係る周知・理解推進(保護者、教職員、医療関係者等への周知)



施策3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実

○インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の取組みの推進

- ・校長のリーダーシップによる学校組織全体で取り組む特別支援教育の推進
- ・校長のリーダーシップを支える取組み
 - ①「管理職向け手引」の作成・配布【新】
 - ②研修・相談の実施【新】
 - ③セルフチェックシートによる取組状況の確認を促進(「インクルCOMPASS」の活用)

○通級による指導の充実

- ・他校通級や巡回通級の促進による通級による指導の利用拡大【小中学校等】
- ・教職員、児童生徒、保護者への通級による指導の内容、教育的効果等に係る理解推進【共通】
- ・通級による指導担当教員の専門性と指導力の向上を図る研修の拡充【共通】(年2回→年3回)



○全ての教員の特別支援教育力の向上

- ・どの教員も特別支援学級や通級指導教室において指導にあたる経験をすることを促進【新】
- ・発達障がい理解や支援に係るセミナーの開催
- ・特別支援教育力向上に向けた校内研修の実施率の向上(校内研修で利用できるコンテンツ等の活用促進)



○特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談による支援の充実

- ・特別支援学校の巡回相談による小・中・高等学校の相談を充実(外部専門家(作業療法士等)が巡回相談員に同行)

施策4 特別支援学校における教育の充実

○地域資源の積極的な活用と社会に開かれた教育課程の推進による教育活動の充実

- ・学校と地域との連携・協働の推進(地域と連携した子どもの社会経験の拡大や自己有用感を育む教育活動の充実等)
- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの促進



○新たな課題に対応するための教員の専門性向上

- ・発達障がい児への指導力向上のため、専門的知見を有する作業療法士等を知的障がい特別支援学校に派遣拡充
- ・生徒指導や困難事例に対応するためのエリアカウンセラーの派遣
- ・各障がい種(視・聴・知・肢・病)ごとの専門性向上に向けた研修会の開催
- ・障がい特性に応じた効果的なICT活用の推進(活用研修会の開催、音声教材等の研修会の紹介・受講促進)



○特別支援学校の教育環境の整備

- ・「特別支援学校の校舎等整備計画(R2.8策定)」の確実な推進(山盲、上高養の校舎等の整備)
- ・校舎等の安全確保やバリアフリー化に向けた対応【新】
- ・学校・地域等の要望・課題の整理、校舎等整備計画完了後の整備に係る検討【新】

施策5 社会参加に向けた支援の充実

○就労支援の充実

- ・就労支援コーディネーターの県内4地区配置による就労先(含福祉就労)の拡大
- ・地区内の学校及び関係機関の連携強化(地域別戦略会議、就労支援コーディネーター連携協議会等による地区ごとの就労拡大戦略の検討)
- ・就労支援コーディネーターの同行による高等学校等への巡回相談(障がいのある生徒の進路指導関係)の充実



○自立と社会参加を目指した教育の充実

- ・発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育の推進(「キャリア・パスポート」の活用促進)【共通】
- ・学校の特色と時代や地域のニーズ等を踏まえた職業教育の研究・充実【特別支援学校】
- ・円滑な就労、社会生活への移行のため「個別的教育(移行)支援計画」による進路先への情報の引継ぎを推進【共通】

○スポーツ・芸術・文化活動への更なる取組みの促進

- ・卒業後も楽しめるスポーツ・芸術・文化活動の紹介(オーケストラ体感事業、やまがた障がい児者アート公募展等の紹介等)
- ・パラスポーツを通じた交流の推進(パラスポーツ体験交流会、整備したパラスポーツ用具の活用等)



施策6 教員の専門性の向上

○特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上と教員を目指す学生への特別支援教育の魅力発信

- ・特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上に向けた取組みの継続(新規採用時加点、未保有者への働きかけ等)
- ・特別支援学校における教職を目指す学生の受け入れ促進(学生ボランティア、介護等体験生、教育実習生等)
- ・教員を目指す学生への特別支援教育の面白さややりがい等の魅力発信【新】

○特別支援教育の担当者の育成と核となる人材の育成

- ・特別支援教育課、県教育センター、教育事務所が連携し、特別支援教育担当者を育成する系統的な研修を実施
- ・特別支援教育の核となる人材を育成するための長期研修(特別支援教育分野)等への教員の派遣
- ・長期専門研修の積極的な情報提供と計画的な派遣の推進(特別支援教育の専門性をより一層高める研修:国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修)



○教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講の促進

- ・研修会の開催やオンラインで利用できるコンテンツを活用した校内研修の促進により、すべての教員に必要な発達障がいに関する専門性を向上
- ・全ての教員に必要な発達障がいに関する専門性の到達目標と研修メニューを対応させたセルフチェックシートを作成し活用を促進
 - ※(仮)「教員が身に付けるべき発達障がいに関する専門性の指標」【新】

第4次
山形県特別支援教育推進プラン

令和5年6月
山形県教育委員会

目 次

I	第4次山形県特別支援教育推進プランの策定にあたって	
1	第4次山形県特別支援教育推進プラン策定の経緯	1
2	4次プラン策定の目標	1
3	4次プランの位置付け	1
4	計画期間	1
5	近年の特別支援教育に関する動向	2
6	これまでの本県の取組みと各プランの役割	7
7	第3次山形県特別支援教育推進プランの成果と課題	10
	【施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】	10
	【施策の枠組み2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築】	13
	【施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】	16
	【施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実】	20
	【施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実】	22
	【施策の枠組み6 教員の専門性の向上】	26
8	「山形県特別支援学校再編・整備計画」と「特別支援学校の校舎等整備計画」の進捗状況と課題	28
II	今後の特別支援教育の推進について	
1	4次プランの基本目標	30
2	4次プランを推進するための施策の枠組み	30
3	4次プランの施策の体系	31
4	各施策の方向性と具体的な取組みについて	32
	【施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】	32
	【施策の枠組み2 関係機関と連携強化による切れ目ない支援の充実】	35
	【施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】	38
	【施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実】	41
	【施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実】	44
	【施策の枠組み6 教員の専門性の向上】	47

資料

I 第4次山形県特別支援教育推進プランの策定にあたって

1 第4次山形県特別支援教育推進プラン策定の経緯

県教育委員会では、本県の特別支援教育の推進に向けた施策の方向性を示すため、平成20年10月に最初の「山形県特別支援教育推進プラン」(以下1次プラン)を策定し、その後、5年ごとに障がい者を取り巻く国の動向や教育に関わる動きを踏まえながら、平成24年12月に「第2次山形県特別支援教育推進プラン」(以下2次プラン)、平成30年3月に「第3次山形県特別支援教育推進プラン」(以下3次プラン)を策定し、推進に向けた取組みを進めてきました。(「これまでの本県の取組みと各プランの役割」P.7～9)

前プランである3次プランでは、取組みの柱として、インクルーシブ教育システム^{*1}の構築の考え方を踏まえて特別支援教育の取組を充実させてきました。その結果、この5年間で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた意識が高まってきました。(「3次プランの成果と課題」P.10～29)

近年は、少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりや障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別な支援を受ける子どもの数が増加しています。

また、GIGAスクール構想による1人1台端末等の最新のICT機器の整備が進み、その利活用による特別支援教育の質の向上が求められています。また、一方では、Zoom等のオンライン会議システム活用が進み、新たな教育活動や教職員の研修、会議等の方法が定着してきました。

ウィズコロナ・アフターコロナの時代において、特別支援教育において求められているものや留意すべき事項は何か、今後更なる検討・整理が必要です。

そこで、3次プランの成果と課題を踏まえ、このような特別支援教育を巡る状況の変化にしっかり対応しつつ、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、特別支援教育を更に進展させていくため、新たな計画として「第4次山形県特別支援教育推進プラン」(以下「4次プラン」)を策定することとしました。

2 4次プラン策定の目標

3次プランの成果と課題を踏まえ、今後の特別支援教育を推進していくための基本的な考え方と方向性を定める。

3 4次プランの位置付け

4次プランは、「やまがた総合発展計画」及び「第6次山形県教育振興計画(後期計画)」(令和2年度～)を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものです。

また、3次プランを上位計画として策定された「特別支援学校の校舎等整備計画」(令和2年度策定)については、4次プランでも継続して取り組んでいくことになります。

4 計画期間

4次プランの計画期間は、令和5年度から5年間とします。

5 近年の特別支援教育に関する動向

(1) 障害者の権利に関する条約の発効

平成18年12月、国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」と記す）が採択されました。我が国は平成19年9月にこれに署名、平成26年1月に批准し、同年2月から国内において発効しています。同条約では、障害者の人権と基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

教育については、第24条において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしにかつ機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保することを規定し、権利の実現にあたっては、次のことを確保するよう求めています。

- 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと
- 個人に必要とされる合理的配慮^{*2}が提供されること など

(2) 特別支援教育の本格的実施

平成19年4月の文科省通知「特別支援教育の推進について」において、これまでの特殊教育から特別支援教育へ大きな移行が図られました。

特別支援教育の理念については、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」という視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、「生活や学習上の困難を改善又は克服する」ため適切な指導及び必要な支援を行うものと示されています。

その対象は、これまでの「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校等において実施されるものとなりました。

さらに、「特別支援教育」は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、「特別支援教育」の充実が「我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている」とも記されています。

(3) 「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備

我が国では、障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備が進められました。

① 障害者基本法の改正（平成23年8月）

（第16条：教育分野）

- 年齢・能力に応じかつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図る等必要な施策を講じること
- 児童生徒・保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すること
- 交流及び共同学習^{*3}を積極的に進めることにより、その相互理解を促進すること

② 障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

（第7条）行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

- 不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない
- 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

③ 発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正、同年8月施行）

（第8条：教育分野）

- 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を実施すること
- 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成を推進すること

（4）インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

平成24年7月、中央教育審議会初等分科会から、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）』が示されました。その中で、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると記しています。

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重すること等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要であるとしています。

- その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備すること
(就学相談先決定の在り方、多様な学びの場の整備、合理的配慮、基礎的環境整備*4等)
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを基本的な方向性としながら、その際、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを本質的な視点とすること
(学校間連携、交流及び共同学習等の推進、教職員の専門性向上 等)

（5）就学制度の改正

中央教育審議会初等分科会の報告等を踏まえ、平成25年9月に、学校教育法施行令が改正されました。

この改正によって、障がいのある児童生徒の就学先決定については、これまで、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する程度の障がいがある場合は、原則として特別支援学校に就学することとしていた仕組みから、市町村教育委員会が、児童生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改訂されました。

(6) 新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領の公示

平成29年3月31日に、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、平成29年4月28日に、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が公示されました。さらに、高等学校学習指導要領は平成30年3月30日に、特別支援学校高等部学習指導要領は平成31年2月に公示されました。

今回の学習指導要領では、基本的な考えとして、以下の3点が挙げられています。

- ① 「社会に開かれた教育課程」の重視
- ② 確かな学力の育成
- ③ 豊かな心や健やかな体の育成

さらに、総則（小・中学校）において、以下のことが記されました。

- ① 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動^{*5}の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科と通級による指導との関連を図るなど教師間の連携に努めるものとする。

- ② 障害のある児童については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

また、特別支援学校学習指導要領において、教育内容等の主な改善事項については、以下の3点が示されています。

- ① 学びの連続性を重視した対応
- ② 一人一人に応じた指導の充実
- ③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

(7) 文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告

少子高齢化の一方で、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障がいの概念の変化や多様化など、特別支援教育を巡る社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子どもたちの数は増加の一途をたどっています。

こうした状況のもと、特別な配慮を要する子どもたちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導、必要な支援の重要性がますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応し

た新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、令和元年9月6日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が設置されました。

令和3年1月に出された報告では、特別支援教育を巡る状況の変化を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、次のようなことを進めると示されています。

- 障がいのある子どもの学びの場の整備・連携強化
- 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

(8) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

教育条件の整備に関して、医療的ケア*⁶を必要とする幼児児童生徒等（以下「医療的ケア児*⁷」と記す）とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」と記す）が令和3年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケアを必要としない幼児児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。

(9) 特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）

文科省の下に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」において、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が、令和4年3月31日にとりまとめられました。

本報告において、特別支援教育を担う教師の専門性向上のための養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係者に取り組む方向性が示されています。

具体的には、教師の採用段階において、特別支援教育に関わる経験等を考慮（採用試験における加点等）するなどの工夫を行うこと、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めることや、特別支援学校の教師の免許保有率100%を目指して引き続き取組みを進めること等が示されました。

-
- 注 * 1 インクルーシブ教育システム (P. 1)
共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、文部科学省ではその構築をめざして特別支援教育の充実を図っている。
- * 2 合理的配慮 (P. 2)
障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けるために、学校等が教育環境に必要なかつ適当な変更・調整を行うこと。子どもの状況に応じて個別に必要なとされるもの。
- * 3 交流及び共同学習 (P. 2)
障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。
- * 4 基礎的環境整備 (P. 3)
合理的配慮の基礎となる環境整備
(基礎的環境整備の8観点)
① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
② 専門性のある指導体制の確保
③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
④ 教材の確保
⑤ 施設・設備の整備
⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧ 交流及び共同学習の推進
- * 5 自立活動 (P. 4)
学校教育法施行規則で定めている特別支援学校の教育課程の一つ。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいに基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を基盤を培うことを目的としている。
- * 6 医療的ケア (P. 5)
日常的に生命や健康状態の維持及び改善のために必要な医療行為のうち、医師の指示に基づいて日常的・継続的に保護者が家庭において実施を認められている行為のことで、具体的には、たんの吸引、経管栄養、導尿等をいう。
- * 7 医療的ケア児 (P. 5)
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子ども。

6 これまでの本県の取組みと各プランの役割

障がいのある子どもへの教育は、明治時代の盲・聾教育に始まり、障がいの種類や程度に応じてそれぞれの場で指導を行う「特殊教育」の制度の下で進められ、特殊教育諸学校、特殊学級、通級による指導によって、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた指導が行われてきました。

平成19年4月に文部科学省から「特別支援教育の推進について（通知）」が出されたことにより、これまでの「特殊教育」から大きな転換が図られることとなり、新たな制度として「特別支援教育」がスタートしました。

このような状況の下、「特別支援教育」の理念を踏まえ、推進に向けた施策の方向性を示すため、平成20年10月に最初の「山形県特別支援教育推進プラン」を策定しました。

(1) 「山形県特別支援教育推進プランの取組み」（平成20年～平成24年） ～特別支援教育の浸透（特別支援教育のスタート）～

学校教育法の一部改正により、それまでの「特殊教育」に代わり「特別支援教育」がスタートしました。

特殊教育は、障がいの種類や程度に応じて特別な場で教育が行われていましたが、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含め、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されることになりました。

1次プランでは、この特別支援教育の推進を中心テーマとして取り組みました。その結果、特別支援教育という言葉は広く知られるところとなり、どの学校においても特別支援教育が当たり前のこととなりました。理解が進んだことから対象となる幼児児童生徒が増加し、現在もこの傾向は続いています。



基本目標

1. 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的取組みへの支援
2. 全ての学校での特別支援教育の実施
3. 障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成

主な施策

1. 周知・啓発
2. 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実
3. 幼・小・中・高一貫とした指導体制の整備
4. 障がいのある子どもの社会参加支援
5. 教員の専門性向上
6. 子どもや地域の実態に応じた特別支援学校づくりの推進

(2) 「第2次山形県特別支援教育推進プラン」の取組み（平成25年～平成29年） ～インクルーシブ教育システム構築を支える基盤づくり～

障害者の権利に関する条約にインクルーシブ教育システムの理念が謳われ、これを受けて平成24年に中教審から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、特別支援教育におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みが始まりました。

第2次プランは、このような流れを受け、インクルーシブ教育システムに関する周知・啓発及びそのための基盤づくりが中心テーマとなりました。そのため、フォーラムやセミナーの開催及びリーフレットの配布等を通して、多くの人にその理念を伝えてきました。また、新たな教育支援の仕組みについて周知するための手引を作成したり、多様な学びの場の一つとしてLD^{*8}/ADHD^{*9}通級指導教室を整備したりしインクルーシブ教育システム構築のための基盤づくりに努めてきました。

このほか、山形県特別支援学校再編・整備計画を策定し、県内4地区8地域への知的障がい特別支援学校の設置を基本とし、西村山及び西置賜地域に分校を設置しました。このことで、これらの地域の児童生徒は、居住地に近い学校で学ぶことができるようになりました。



基本目標

1. 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する。
2. インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進する。
3. 障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成をめざす。

主な施策

1. 周知・啓発の推進
2. 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援
3. 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
4. 特別支援学校における教育の充実
5. 社会参加に向けた支援
6. 教員の専門性の向上

注 *8

LD

「学習障がい」のことで、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

*9 ADHD

「注意欠陥多動性障がい」のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障がいであり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。

(3) 「第3次山形県特別支援教育推進プラン」の取組み（平成30年～令和4年） ～インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進するための 具体的な取組みの充実～

2次プランの推進によって、インクルーシブ教育システムの考え方が広まり、そのための制度や環境等の整備が進んできました。

第3次プランでは、障がい者を取り巻く状況の変化や2次プランの成果と課題を踏まえ、「インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を推進する」を中心テーマに据え、切れ目ない支援^{*10}体制を充実するために、関係機関と連携した支援体制の構築づくりに努めてきました。また、インクルーシブ教育システムの考え方と交流及び共同学習の意義や有効性について「交流及び共同学習フォーラム」、「パラ・スポーツ交流会」の開催やリーフレットの配付等を通して周知・理解を図ってきました。平成30年度から高等学校においても通級による指導ができるようになり、本県においても小中学校からの学びの連続性を踏まえ、通級指導教室を設置してきました。小中学校の通級指導教室については、LD、ADHDの障がい種のみを対象から自閉症スペクトラムや情緒障がいなど、それぞれの設置教室の現状や必要性に応じて対象を広げることができるよう令和2年度からLD等通級指導教室と整理し、多様な学びの場の整備に努めてきました。

このほか、「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題を検討し、令和2年8月に「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定しました。



基本目標

1. インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
2. 障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
3. 関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

主な施策

1. 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
2. 関係機関と連携した就学前からの切れ目なく続く支援体制の構築
3. 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
4. 特別支援学校における教育の充実
5. 社会参加に向けた支援の充実
6. 教員の専門性の向上

注 *10 切れ目ない支援

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められている。

7 第3次山形県特別支援教育推進プランの成果と課題

【施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】

- 障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び共に活躍するために必要な合理的配慮の普及を促進するとともに、これが適切に提供されるように推進する。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人への理解をより一層推進するとともに、交流及び共同学習の充実・拡大を図る。

<成果>

(1) インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発

～東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機とした周知・啓発～

平成 29 年から令和 2 年までの 4 年間で、特別支援学校に障がい者スポーツ用具を整備しました。幼児児童生徒がパラ・スポーツに取り組む意欲が高まり、ボッチャ全国大会に参加している学校（ゆきわり養護学校）もあります。

令和元年度に「パラ・スポーツ体験交流会」を開催し、山形会場、鶴岡会場の 2 会場で 308 名が参加し、障がいのない人と特別支援学校の生徒が、一緒に障がい者スポーツを体験する交流を通し、相互理解を深めるきっかけとなりました。令和 4 年度、コロナ禍に開催した「パラ・スポーツ体験交流会」においても特別支援学校が、積極的に参加し、2 回の開催で延べ 10 校の特別支援学校が参加しました。

【パラ・スポーツ用具の整備 ※整備期間（H29～R2）】

パラ・スポーツ用具	整備した学校
ボッチャ	鶴養、新養、村特、米養、大江校、ゆきわり
フライングディスク	山麓、酒特、楯特、西置賜校、山養
ブラインドサッカー	山盲
カローリング	鶴高養
フロアホッケー	上高養

【パラ・スポーツ体験交流会の開催】

年 度	パラ・スポーツ体験交流会	参加者数	特別支援学校参加数
令和元年度	2会場（山形市、鶴岡市）	308名	8校
令和4年度	2会場（上山市、村山市）	123名	6校

(2) 交流及び共同学習の充実・拡大

平成 30 年度に「交流及び共同学習フォーラム」を開催し、保護者、教員、その他関係者等 114 名が参加。インクルーシブ教育システムの考え方と交流及び共同学習の意義や有効性について広く理解を図りました。また、インクルーシブ教育システム、合理的配慮等への理解促進を図るために、教育事務所、市町村教育委員会が開催する研修会等でも周知が図られました。

交流及び共同学習の意義や目的を含め、より一層の周知・理解を図るため、リーフレット「交流及び共同学習～共生社会を目指す実践事例～」(平成 31 年 3 月発行)、「管理職がリードする交流及び共同学習の推進～共生社会に向けた学校発の取組み～」(平成 29 年 4 月発行)を

作成し、当課で主催する研修会や協議会等において、各教育事務所、市町村教育委員会、幼保、小中学校等、高等学校、特別支援学校へ配布しました。



また、居住地校交流^{*11}の実施促進のため、各県立特別支援学校では、保護者への理解促進や受入校への説明を積極的に行いました。受入校の理解が進んでいます。

【特別支援学校の児童生徒の居住地の小中学校での交流実績】

年度	H28	R元
小中学校での交流（回数）	110回	160回
県立特別支援学校の数	12校	14校
受入校数（小中学校）	48校	52校

（3）合理的配慮の普及と提供の促進

山形県教育委員会で作成したリーフレット「学校における『合理的配慮』～共生社会の形成に向けて～」を当課が主催する各会議で配付をしたり、各研修会においてリーフレットを活用したりしながら、合理的配慮について周知する等、合理的配慮についての普及と提供の促進を図りました。

また、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター^{*12}や通級担当者に向けた研修において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫や合理的配慮についての講義、各学校での取組の好事例を提供し、理解促進を図りました。

小中高等学校における個別の教育支援計画への合理的配慮の明記率が上昇しました。

【個別の教育支援計画への合理的配慮の明記率】

年度	小学校	中学校	高等学校
平成30年度	84.8%	85.9%	76.6%
令和3年度（令和2）	97.8%	94.8%	(83.0)%



（4）障がいのある人への理解の促進

平成29年度から令和元年度における事業「魅力あふれる特別支援学校づくり推進事業」により、各特別支援学校において、地域とのつながりを意識した学校づくりが、学校行事や学習計画の中に位置付けられました。共生社会の形成をより発展させるため、令和2年度から「地域とつながる体験・発信事業」と名称を変え、地域と特別支援学校との交流や共同活動を通して、地域に開く特別支援学校づくりが更に発展し、地域住民や周辺市町村との交流が広がり、特別支援学校に対する理解につながりました。

<課題>

(1) インクルーシブ教育システムや共生社会に係る理解・啓発

特別支援教育を担う教員や関心のある方には理解が広まっていますが、そうでない教員等は、インクルーシブ教育システムの理解が不十分と感じられることがあります。通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての学びの場の教員や保護者の理解が必要です。

また、障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるように、地域の人々が障がいのある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組みを一層進めていく必要があります。

(2) 交流及び共同学習の充実と工夫

① 居住地校交流について

受入校の理解は進んできましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、居住地校交流を実施する学校が減少しました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、リモートでの交流学习を実施したり、手紙のやりとりなどの間接交流を行った学校が、実施した学校の10校中、4校ありました。居住地校交流の拡大のために導入した特別支援教育ボランティアについては、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の時期と重なり、活用実績がありませんでした。

② コロナ禍後の交流及び共同学習の回復について

今後は、ウィズコロナを見据え、ICT機器等を活用した多様な活動の工夫は継続しながら、新しい生活様式のもとでの居住地校交流や学校間交流の実施方法を検討していくことが必要です。

障がいのある児童生徒が地域に居住し、共に学び、共に生きることへの理解を深めるためにも、交流及び共同学習の必要性と双方の学びのある交流活動を充実させていく必要があります。

③ 学校間交流について

特別支援学校と職業に関する専門学科のある高校との交流等、交流の目的等を工夫し、特色ある交流を広げていく必要性を望む声が県民から挙げられています。

(3) 合理的配慮の適切な提供に向けた理解推進

合理的配慮については関心が高まり、個別の教育支援計画に合理的配慮の明記をしている学校は、共通様式により95%程度は達成しています。しかし、合理的配慮の具体的な内容や検討・提供の進め方等については、保護者も教員も、まだ理解が十分とは言えません。

合理的配慮が個々の教育的ニーズに合ったものになっているかPDCAサイクルを活用した評価・改善の取組みが必要です。

注 *11 居住地校交流 (P. 11)

特別支援学校に在籍する子どもが、自分が居住する地域にある小中学校等、高等学校の子どもと行う交流及び共同学習。

*12 特別支援教育コーディネーター (P. 11)

学校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

【施策の枠組み2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築】

- 障がいのある子どもを、関係機関と連携して、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築を目指す。
- 障がいのある子どもの支援にあたっては、地域の医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、互いに協力してチームで支援する体制の構築を目指す。
- 今日的課題への対応における関係機関との連携を推進していく。

<成果>

(1) 関係機関と連携した就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築

① 個別の教育支援計画の作成、活用、確実な引継ぎによる切れ目ない支援の促進

会議、研修会等などを通して、作成の意義、作成の仕方、活用と引継ぎの重要性について周知し、各教育事務所、各市町村教育委員会も学校に働きかけたことにより、作成率は向上しました。

【個別の教育支援計画を作成している公立園・学校の割合（率）】 5月1日現在

	H30		R3
幼稚園・こども園	66.7%	➔	74.0%
小学校	83.8%		95.1%
中学校	92.6%		95.5%
高等学校	57.9%		(*R2 71.8%)

※高等学校は、R3年度は調査を実施しなかったため、R2年度調査結果を記載

② 連携会議や特別支援学校のセンター的機能の活用などチーム支援に向けた取組みの促進

県及び各地区における連携協議会において関係機関、部局間の効果的な連携のあり方、連携の状態について検討したことにより、特別支援学校のセンター的機能も活用したチーム支援の体制整備は構築が進みました。地区ごとの連携会議では、関係課との合同開催の形態で実施するなど、連携の在り方を工夫して効果的な実施が行われました。また、専門家チームの活用として、連携協議会での指導・助言やチーム会議として、事例への指導・助言など、各地区の課題に応じた活用の仕方を検討し取組みました。

左:「切れ目ない支援で、子どもの自立と社会参加をめざす」リーフレット

- *家庭、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携の実践事例をまとめ、連携の参考になるよう配付しました。

右:「特別支援巡回相談事業」リーフレット

- *手続きの仕方が分かりやすいように、リニューアルしました。



【特別支援学校巡回相談の活用状況】

事業名	H30	R元	R2	R3
特別支援巡回相談事業	176件	190件	163件	177件
特別支援学校の巡回支援	7件	25件		
計	183件	214件	163件	177件

(2) 発達障がいのある子どもの指導・支援の充実に向けた連携

「外部専門家配置事業」により、平成28年度から特別支援学校に作業療法士を配置しています。(配置校：山形養護学校 H27～R3、楯岡特別支援学校 R3～R4)

また、令和2年度から「高等学校における通級による指導研究事業」においても外部専門家として作業療法士による助言の機会を設定しました。これらにより、特別支援学校の巡回相談の強化や通級指導教室を置く高等学校等では、外部専門家からの助言を得て、発達障がいのある子どもの指導・支援にあたることができ、外部関係機関との連携による支援の充実につながりました。

【作業療法士の派遣回数】(外部専門家配置事業)

	H28	H30	R1	R2	R3
校内支援	16回	17回	23回	18回	19回
外部支援	2回 (小・中)	9回 (小・中・高)	4回 (小・中・高)	4回 (小・中)	2回 (中・特支)

※R2 と R3 はコロナ禍のため、1回の支援時間を拡大し、回数を減らす形で実施

【作業療法士の派遣回数】(高等学校における通級による指導研究事業)

R2	5校に延べ7回派遣
R3	6校に延べ8回派遣

(3) 医療的ケアの安全な実施に向けた連携等

対象児童生徒が在籍する特別支援学校において、安全な実施に向けた看護師配置を行っています。また、校外学習時や看護師不在時の時のために後補充看護師を配置しています。

各学校を会場に、安全な医療的ケアの実施のため「医療的ケア実施校運営会議」を開催し、各学校の実施状況について協議し医師からの助言を受けるなど、学校医、学校関係者等の連携が図られています。また、山形県医療的ケア児支援会議の教育部会として、年1回「医療的ケア連絡協議会」を開催し、医療的ケアの支援について協議を行ってきました。この会議では、医師と学校だけでなく、保護者、福祉、訪問看護とが協議を行うことで、学校における医療的ケアの課題解決の参考としています。

令和4年3月に「山形県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を作成し、ガイドラインを基に安心・安全な医療的ケアの実施を進めています。

【県立特別支援学校の医療的ケアに係る看護師の配置】

(R4は、5月1日現在 その他は、年度の対象児童生徒数)

	H30	R元	R2	R3	R4
配置校	8校	7校	6校	5校	6校
対象児童生徒数	41人	45人	52人	49人	48人
看護師配置数	18人	20人	22人	24人	24人

＜課題＞

（１）関係機関と連携した就学前から社会参加までの切れ目ない支援の更なる充実

① 個別の教育支援計画の活用、確実な引継ぎによる切れ目ない支援の充実

個別の教育支援計画の作成率は向上していますが、目標値（作成義務のある学びの場では、100%）には至っていません。特に通級による指導の対象者を含め、通常学級在籍者で作成が必要な児童生徒について作成が進むように取り組むとともに、内容の改善や引継ぎの強化（特に中学校から高等学校へ）を図り、切れ目ない支援の充実を継続して進めていく必要があります。

また、小中学校において、個別の教育支援計画を活用した学童保育や放課後等デイサービスとの情報共有や支援の連携が少ないことから、支援の連携の在り方について周知を図っていく必要があります。

② 連携会議等の開催や地域ネットワーク構築等による縦と横の連携が強化した支援の充実

今後も各関係機関との連携強化に向けた共通理解の場を設定できるようにするため、会の開催方法、協議内容を検討していく必要があります。また、就学、進学等に伴う確実な情報の引継ぎと各関係機関同士の横の連携等を支える体制を強化するとともに、関係機関と学校との連携が円滑に進むためには、校内体制を強化し、支援の充実を進めていく必要があります。

（２）発達障がいのある子どもの指導・支援の充実に向けた連携

発達障がいのある（疑いを含む）児童生徒の障がいや困難さへの理解が不十分な状況があり、また多様なケースがあつて、担当となった教員が対応に苦慮している状況があります。特別支援学校の巡回相談への依頼が高等学校からの相談、また通級に係る相談が増加しており、巡回相談員が発達障がいのある子どもの指導・支援の相談に応える専門性が必要となっています。

（３）医療的ケアの安全な実施に向けた更なる連携等

就学後のスムーズな医療的ケアの実施や、就労先の受け入れに対して、就学前から社会参加までの継続した支援の連携が必要です。

特別支援学校の医療的ケア児においては、複数の医療行為を必要とする児童生徒や、高度な医療行為を必要とする児童生徒が増加しています。看護師の技術の向上、研修内容の充実のため、学校と医療との連携が更に必要です。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和3年9月に施行され、国、地方公共団体、保育所・学校の設置者の責務が明示されました。今後は、市町村の小中学校においても看護師による医療的ケアを必要とする子どもの就学が予想され、このような市町村を支援していくことが必要です。県教育委員会としては、市町村教育委員会や小中学校からの要請に応じ、積極的に情報提供を行う必要があります。



【施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】

- 核となる人材の育成、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実、合理的配慮の提供促進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実等、校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実に向けた取組みを推進する。
- 障がいのある子どもが、どの学びの場においても、適切な指導・支援を受けて学び、分かった・できたという達成感・満足感をもつことができるよう推進する。

<成果>

(1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実

校長のリーダーシップによる特別支援教育が充実するためには、管理職の特別支援教育への理解が必要です。新任校長研修等において、特別支援教育についての講義を設定し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実の必要性について説明を行い、研修後のアンケートでは、高評価を得ています。

(2) 多様な学びの場における特別支援教育の充実

① 小中学校等

特別支援学級、通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

特別支援学級の設置数が増え、一人一人の障がいの特性に応じた適切な指導・支援が実施されるように、教育支援地方研究協議会、特別支援学級教育課程研究協議会を毎年開催しています。就学担当者、特別支援学級担任が多数参加し、課題解決に向けた重要な研修の機会となっています。

【特別支援学級の設置数】

	H30	R元	R2	R3	R4
小学校	475 教室	468 教室	489 教室	503 教室	532 教室
中学校	198 教室	218 教室	218 教室	226 教室	231 教室

障がいによる個々の学習上または生活上の困難を改善・克服するための学習の場として、通級指導教室の運営に努めました。LD等を対象とした通級指導教室は、開設からLD、ADHDの障がい種のみを対象としてきましたが、令和2年度から「LD等」とし、自閉症スペクトラムや情緒障がいなど、それぞれの設置教室の現状や必要性に応じて対象を広げることも可能としました。

【通級指導教室の設置数】

	H30	R元	R2	R3	R4
言語障がい	30 教室	30 教室	30 教室	30 教室	30 教室
LD等 (小・中)	33 教室 (小24・中9)	33 教室 (小24・中9)	28 教室 (小20・中8)	28 教室 (小20・中8)	27 教室 (小19・中8)

② 高等学校等

通級による指導の導入と通常の学級における特別支援教育の推進

学校教育法施行規則 140 条の改正により、平成 30 年度より高等学校においても通級による指導を行うことができるようになりました。

本県においては、拡充の基本方針のもと、高等学校の通級指導教室を設置してまいりました。現在は県内すべての地区で高等学校における通級による指導が行われています。今後も、設置校における成果と課題を慎重に検証し、配置について検討していく予定です。

【通級指導設置高等学校】

年度	設置校
H30	新庄北高校最上校
R元	霞城学園高校
R2	米沢工業高校
//	荒砥高校
//	庄内総合高校
R3	酒田西高校

また、平成 24 年度より、特にニーズの高い高等学校に配置している特別支援教育支援員は、平成 30 年度より国補助メニューの終了とともに、県単独財源での配置となりました。

そのため、肢体不自由等特別支援教育支援員と発達障がい等特別支援教育支援員の 2 つに業務内容を整理し、合理的配慮の提供を含め、支援の必要な生徒へ適切な支援がなされるための環境整備に尽力してきました。

【高等学校の特別支援教育支援員の配置数】

年度	H30	R元	R2	R3	R4
配置人数	14 人	12 人	12 人	13 人	14 人

(3) 特別支援教育に関する教員の指導力の向上

① 全ての教員を対象とした研修の実施

国の補助金を活用した切れ目ない支援体制整備充実事業において、教員等の専門性向上のための研修を実施しました。特別支援教育課、県教育センター、各教育事務所と相談し、研修の対象や内容が組織的、系統的な内容となるように努めました。福祉と教育の連携を図るため、福祉制度や福祉関係者からの講話を入れる等、内容の工夫に努めました。

令和 2 年度～3 年度にかけては新型コロナウイルス感染症により研修の開催が難しい時期もありましたが、令和 3 年度に開催した「山形県発達障がい理解促進・指導改善セミナー」では、オンラインを効果的に活用し、研修機会の確保に努めたことで、研修参加者を増加させることができました。

② 通級による指導担当者の研修の充実と情報共有

LD 等通級による指導担当者の専門性向上を図るため、県教育委員会では文部科学省の委託を受けて事業に取り組みました。

【文科省委託事業の実績】

年度	事業名	対象	成果
H30～ R1	LD、ADHD 通級指導担当教 員等専門性充実 事業	村山教育事務所管内のLD 等通級指導教室を設置 している小中学校とLD 等通級指導教室を設置し ている高校	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導専門指導員による巡回指導 <u>通級による指導リーフレット</u> の県内全教職員への配布 <u>2冊の実践事例集の発行</u>
R2～ R4	高等学校におけ るLD等通級に よる指導研究事 業	LD等通級指導教室を設 置している高校を中心と した協力高校7校	<ul style="list-style-type: none"> センター的機能による巡回相談の連携強化 関係機関との連携強化 <u>実践報告書の作成</u>による全校種への取組の推進

<課題>

(1) 校長のリーダーシップによる校内支援体制の強化

特別支援教育コーディネーター研修会を教育事務所ごとに開催し、特別支援教育に関する教員の指導力向上に努めていますが、役割は分かっている学校でも学校の体制として役割を發揮することが難しい学校があることや特別支援学級等の担当者以外の理解不足について指摘の声があります。また、全ての教員の特別支援教育力の向上や通級指導教室と通常学級との連携の充実には、管理職の学校経営における特別支援教育の位置付けや組織としての機能的な体制づくりが大切になります。

(2) 多様な学びの場における特別支援教育の充実

① 小中学校等

<連続性のある多様な学びの場の理解>

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習を実施するにあたっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

特別支援学級は、在籍する児童生徒一人一人の障がいの特性や教育的ニーズに応じて適切な指導や支援を行う場であり、個別の指導計画に基づいて、自立活動や教科、各教科等を合わせた指導（知的障がい特別支援学級のみ）を行う学びの場です。大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を受ける教育形態は「特別の指導の場（通級指導教室）」になります。こうした理解を再確認していく必要があります。

また、通級指導教室での指導が通常の学級でなかなかつながらないケースもあります。連続性のある多様な学びの場としての校内の情報共有等の連携体制を強化していく必要があります。

こうした理解を推進し、児童生徒のもつ力を最大限伸ばすことのできる指導の充実を図る必要があります。

<学びの場の体制整備>

学びの場の充実として、LD等通級指導教室の設置については、各地区で小、中、高と学びの場が継続できるように意図的に設置してきました。令和4年度は27校に設置していますが、設置校27校中5校は他校通級を受け入れる仕組みがありますが、22校は自校通級のみであるため、設置されていない学校で専門性の高い指導を受けることができず、多様

な学びの場における体制整備は十分とは言えません。

そこで、他校通級^{*13}や巡回通級^{*14}などについて研究し、各地域において連続性のある学びの場が充実するよう体制整備を推奨していく必要があります。

② 高校教員の特別支援教育の理解推進

高校では、特別支援学級が設置されていないため、教員の特別支援教育及び通級指導の理解が課題となっています。通常の学級に在籍する特別な支援を要する生徒への教育を進めていくためには、通級による指導担当者の専門性向上だけでなく、指導にあたるすべての教員の理解推進が必要です。

(3) 特別支援教育に関する教員の指導力の向上

① 全ての教員を対象とした研修の実施

通常の学級にも障がいの有無に関わらず特別な配慮を必要とする児童生徒が在籍すること、また特別支援学級の設置数が増加していることを受け、全ての教員の担任力として特別支援教育力を高め、学級経営や授業づくり等に生かすことが必要です。

そのためには、全ての教員に、障がいの特性等に関する理解と指導方法や特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等、校内で研修する体制を推進する必要があります。

② 通級指導教室と通常の学級の連携

通級による指導を受けている児童生徒の学習の効果は、通級指導教室の指導だけで効果があるものではなく、日常である通常の学級の指導も大切となります。しかし、現状の指導は連携がまだ不十分なところがあり、児童生徒が通級で学んだことや通級の担当者が有効とわかった支援を通常の学級で活かしきれない場合があったり、通常の学級での生かし方が分からなかったりする場合があります。今後は通常の学級との連携を図るとともに、支援を共有することで、通常の学級の先生の特別支援教育の指導力が向上していくことが必要です。

注 *13 他校通級 (P. 19)

児童生徒が在籍している学校に通級指導教室が設置されておらず、他の学校に設置されている通級指導教室に、週(月)に何単位時間か定期的に通級して指導を受ける形態。

*14 巡回通級 (P. 19)

通級による指導の担当教員が、該当する児童生徒のいる学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態。

【施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実】

- 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりと社会状況の変化に即した特別支援教育を推進していきます。
- 「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題について検討するため、計画期間を2年間延長します。併せて、児童生徒増に伴う教室不足と施設の狭隘化等の新たな課題についても、適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。

<成果>

(1) 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりの推進

平成29年度～令和元年度に「魅力あふれる特別支援学校づくり推進事業」を展開しました。令和2年度からは「共生社会をつくる理解推進事業」の一つとして「地域とつながる体験・発信事業」を展開しています。各学校において、地域とのつながりを大切にした学校づくりが行われ、地域との交流などが定着し、地域に根差した学校づくりが推進されています。

(2) 特別支援学校に求められる専門性の向上

発達障がいに関する専門性の向上を目的とし、特別支援学校へ外部専門家（作業療法士）を配置しています。配置校である特別支援学校では、校内の児童生徒の支援への助言と共に、特別支援学校のセンター的機能である巡回相談において、外部専門家と同行することで、外部専門家からの助言の視点を参考に、児童生徒の支援について専門性を高めており、センターとしての専門性向上につながっています。

(3) 社会状況の変化に即した特別支援教育の推進

① タブレットの整備と活用の促進

新学習指導要領において情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられたことに伴い、文部科学省より「GIGAスクール構想の実現」が示されました。本県においては、第6次山形県教育振興計画の後期計画に基づき策定された「県ICT教育アクションプラン」に基づき、ICTを活用した情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習の充実、学校におけるICT環境の整備を行ってきました。併せて、教員のICT活用指導力の育成を図っています。


【特別支援学校におけるICT環境の整備】

整備年度	整備内容
H28～ R元	タブレット端末280台等（充電保管庫、アクセスポイント）の整備
R2	小中学部児童生徒用端末366台（生徒数の2/3分）と同端末管理用MDM、充電保管庫の整備、同端末用入出力支援装置の整備 高速大容量の新教育ネットワークの整備 全普通教室への無線LANの整備 モバイルルーター、SIMカードの整備
R3	高等部児童生徒用端末520台（低所得352台＋以外168台）と同端末管理用MDM、充電保管庫の整備、同端末用入出力支援装置の整備 3クラスに1台分の大型提示装置 モバイルルーター、SIMカードの整備

② 音声教材やデジタル教材の活用の促進等

音声教材については、令和2年度からオンライン配信による普及促進会議の紹介、令和4年度は、県のセミナーを実施し、対象を広げて、周知を図ることができたため、以前よりも周知が図られています。需要数については、年度による差がありますが、必要児童生徒数は増加傾向にあります。

【音声教材の需要数について（義務教育段階）】

	H31用		R4用
必要児童生徒数	11人		34人
需要数	58冊		168冊

（4）教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）

特別支援学校の校舎等整備に関する残された課題を検討することを目的に令和元年度に「特別支援学校校舎等整備検討委員会」を設置しました。米沢養護学校の中学部・高等部分校整備及び置賜地区への高等部就労コースの設置の在り方、老朽化した校舎等（山形盲学校、上山高等養護学校）の改築の在り方について検討委員会を4回開催し、会議を経て、報告書を受けました。報告書に示された考えを踏まえ、令和2年8月に「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定しました。

「山形県特別支援学校再編・整備計画」と「特別支援学校の校舎等整備計画」の進捗状況と課題（P. 28～）に記載

<課題>

（1）地域とのつながりのある特別支援学校づくりの充実

共生社会の形成に向けて、これまでの各学校の取組を継続させるとともに、学校が地域と連携協働した取組が定着することが必要です。また、障がいのある児童生徒一人一人が社会を形成する一員として活躍する機会が増えるように、地域住民を招き行う交流だけでなく、地域に出向き社会の一員として連携協働する活動も進めていく必要があります。

（2）特別支援学校に求められる専門性の向上

特別支援学校がセンター的機能を発揮し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校を支援していくためには、担当する教員の専門性の維持・向上が必要です。外部専門家の配置を継続し、発達障がいや合理的配慮等に関する研修の実施を充実させるとともに、校内におけるOJTを機能させ、相談担当の若手育成も視野に入れながら、多様化する相談・支援のニーズに対応できるようにしていく必要があります。

（3）ICT活用指導力の向上と教育の充実

GIGAスクール構想の実現に向けたハード面の整備が大幅に進んだので、今後はICTを活用した指導力の向上が挙げられます。特に、障がいによる学習上生活上の困難を、ICTの活用により克服・補助できることも大いに期待されるため、障がいの特性に応じた機器や教材の活用について、教員の指導力の向上を図っていく必要があります。

（4）「特別支援学校の校舎等整備計画」の推進

「山形県特別支援学校再編・整備計画」と「特別支援学校の校舎等整備計画」の進捗状況と課題（P. 28～）に記載

【施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実】

- 早い時期から計画的にキャリア教育や進路指導を行うとともに、労働・福祉等の関係機関と連携した就労支援や卒業後の生活の充実に向けた指導・支援に取り組んでいきます。
- 生涯学習の推進に向けて、障がいのある子どもたちにスポーツ・芸術・文化への興味を喚起し、これらに触れる体験を推進していきます。

<成果>

小中学校、高等学校における取組み

(1) 小中学校におけるキャリア教育や進路指導の推進

早い段階からの進路指導の充実の大切さについて、特別支援学級担当者の研修会や教育課程に関する研修会等について、理解の推進を図ってきました。特別支援学校の学校見学会や学校説明会においても小学校段階の保護者や教員の参加も見られ、将来を見通した進路指導が行われている学校も見られます。

(2) 高等学校における就労支援の充実

特別支援学校のセンター的機能として高等学校の巡回相談へ依頼があった際、内容によっては就労支援コーディネーターが同行し、障がい者雇用や就労支援についての話を高等学校に行くケースがありました。また、「高等学校におけるLD等通級による指導研究事業」において、大学の教授、外部専門家（作業療法士）、巡回担当校（特別支援学校）、福祉、労働等の外部関係機関、そして協力校の高等学校が参加する運営協議会を開催し、横のつながりができることで、卒業後の自立した生活について、外部関係機関と連携をとる事例も見られます。

特別支援学校における取組み

(1) 職業教育の充実

「職業」や「作業学習」の学習においては、社会の変化や多様なニーズに応じた学習内容の改善に取り組んでいます。特に、情報化が進む中、ICTを活用した学習も増えています。また、生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、職業自立に必要な力と態度を育てるために、キャリア教育の視点で職業実習を行っています。地域密着型の授業体制を目指し、校外企業・事務所等での実習を通じた学習を中心に行っています。

また、アビリンピックに参加している学校においては、優秀賞をいただき、全国大会に出場するなど、生徒の意欲や自信につながっています。

福祉的就労や福祉サービス利用等による社会参加を目指す生徒についても、将来の姿を見通し、身に付けるべき力を踏まえた職業教育や個々の実態に応じた事業所等での実習を進めています。

(2) 進学や資格取得に向けた学力の充実

準ずる教育を行う特別支援学校では、個々の生徒の進路実現に向けて、大学や専門学校等への進学や資格取得を目指す生徒の入試や視覚支援に対応できるよう、教員の教科指導力の向上を図るため、関係する研修等の周知を図りました。

また、平成29年に開設した新庄養護学校高等部就労コースにおいては、学校設定教科の「福祉」の学習において、「介護職員初任者研修」（ホームヘルパー2級に代わる）とい

う資格取得に向けた学習を行い、全員取得を目指しています。

【特別支援学校高等部卒業生徒の進路先】（高等養護学校、専攻科含む）

年度		H30	R元	R2	R3
進路先					
進学		3人	2人	4人	2人
一般就労		55人	69人	45人	51人
福 祉 的 就 労	就労移行支援 ^{※15}	17人	12人	14人	13人
	就労継続支援A型 ^{※16}	10人	9人	14人	2人
	就労継続支援B型 ^{※17}	35人	49人	37人	49人
施設入所・通所・生活介護等福祉サービスの利用		26人	53人	49人	46人
在家庭・入院継続		5人	3人	6人	4人
卒業生数		151人	197人	169人	167人

（3）自立と社会参加を目指したキャリア教育や進路指導等の充実

特別支援学校就労拡大強化事業において、各特別支援学校における校内研修会の開催を通し、「先輩の話聞く会」等で生徒本人の意識向上、「進路に関する研修会」等で制度の利用方法、保護者への意識づけを行うことにより、個々に応じた進路支援への意識づけを行い、進路指導等の充実を図っています。

（4）労働・福祉等の関係機関と連携した就労支援の充実

① 関係機関との連携

「地域別戦略会議（4地域）」を年1回開催し、各校の進路指導主事や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関が一堂に会して、定期的に就労に関する情報交換を行い、課題等を共有しています。

② 就労支援コーディネーターの配置

特別支援学校に就労支援コーディネーター（国1/3）を配置し、実習先・就労先の開拓を行っています。コーディネーターの活動としては、障がい者雇用の理解啓発をメインとする企業訪問であったものから、生徒の実態についての説明、就労における必要な配慮の具体説明、障がい者雇用における業務の切り出しについて等、時間をかけた丁寧な開拓に変化しています。

【就労支援コーディネーター配置校と対象地域】

	H30	R元	R2	R3	R4
配置校と対象地域	上高養 (東南村山・西村山)	→	米養 (置賜)	→ 村特 (東南村山) (西村山)	米養(置賜) 村特(東南村山・西村山) 新養(北村山・最上) 鶴養(庄内)
配置数	1名		1名	2名	4名
国庫補助事業（1/3）					

(5) 一般就労等、雇用契約に基づく就労をする生徒の増加

就労支援コーディネーターの配置により、これまで一般就労に結びつくのが難しいと思われる生徒等に向けた実習先・就労先の開拓も行われ、高等養護学校や就労コース以外の知的障がい特別支援学校高等部においても、企業・事業所等への一般就労や就労継続支援A型事業所への就労など雇用契約に基づく就労をする生徒の進路実現へつなげています。

【知的障がい特別支援学校高等部の一般就労及び福祉就労実数】 (高等養護学校、就労コースを除く)

進路先		年度			
		H30	R元	R2	R3
一般就労		16人	25人	16人	15人
福祉的就労	就労移行支援	13人	10人	12人	10人
	就労継続支援A型	8人	5人	9人	2人
	就労継続支援B型	30人	43人	35人	46人
合計		67人	83人	72人	73人
一般就労+A型の計 (雇用契約に基づく就労)		24人	30人	25人	17人

【高等養護学校と就労コースの一般就労及び福祉就労実数】

進路先		年度			
		H30	R元	R2	R3
一般就労		33人	36人	27人	31人
福祉的就労	就労移行支援	2人	3人	2人	3人
	就労継続支援A型	2人	1人	4人	0人
	就労継続支援B型	1人	5人	1人	1人
合計		38人	45人	34人	35人
一般就労+A型の計 (雇用契約に基づく就労)		35人	37人	31人	31人

(6) 一般就労への移行促進

知的障がいの特別支援学校卒業予定者や卒業生等を特別支援学校の授業補助員として雇用し、就労意欲や就労に必要なスキルを高めることにより、職場を移行して一般就労ができるように、「特別支援学校ステップアップ雇用事業」を継続しています。この4年間で計8名が一般就労へステップアップしています。

【ステップアップ雇用事業 (H21～)】

年度	H30	R元	R2	R3
授業補助員雇用人数	4名	4名	4名	4名
一般就労移行者数	3名	2名	2名	1名

(7) 生涯学習の推進のためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会の充実

① 特別支援学校におけるオーケストラ体感事業

特別支援学校の幼児児童生徒がオーケストラを体感する機会 (年間4校会場) を設け、直接演奏に触れながら、音楽への興味・関心を高めています。

② パラ・スポーツを通じた交流会の実施

令和元年度、令和4年度に、「パラ・スポーツ体験交流会」を開催しました。特別支援学校の児童生徒が普段から親しんでいるパラ・スポーツを通して、幅広く一般の方と交流する機会を設けることで、人と関わりながらスポーツをする楽しさに触れることができました。

<課題>

小中学校、高等学校における課題

(1) 早い段階からのキャリア教育や進路指導の必要性

特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒のほか、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、将来の自立と社会参加を見据えた段階的な指導を行うことが課題となっています。そのために、家庭と連携し、早い段階からキャリア教育や進路指導を丁寧に進めていく必要があります。

特別支援学校における課題

(1) 多様化する社会のニーズに応じた学習内容の工夫

新型コロナウイルスの影響や加速化するICTにより、社会の求めるニーズは急激に変化・多様化しています。こうした状況を踏まえ、社会自立に向けて学校で生徒が身につけるべき力は何か、多様化する社会のニーズに対応した内容になっているか等、学習内容を見直しながら、時代の変化に応じた内容、ICTの活用を図っていく必要があります。

(2) 早期からのキャリア教育の充実

生徒の実態に応じた、企業開拓や実習先の開拓は進んできていますが、社会の状況に応じた生徒へのキャリア教育の内容の改善が必要です。生徒の実態に応じながら、目標を立て、小学部、中学部（小学校、中学校）から系統性のあるキャリア教育を行っていくことが重要です。そのため、学部間の連携を深め、縦のつながりを持ったキャリア教育が行えるよう、キャリアパスポート等のツールを活用した学習活動をしていく必要があります。

(3) 学校独自による授業や交流活動等を通じたパラ・スポーツの定着

パラ・スポーツ用具の整備も進み、各学校における校内外でのパラ・スポーツへの取り組みが充実してきています。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で、パラ・スポーツ体験交流会の実施を見送りましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーをその先につなげていくことができるよう、各学校の取り組みのノウハウを生かしながら、学校主体でパラ・スポーツに触れる機会を継続的に取り組んでいくことが大事です。

-
- 注 *15 就労移行支援 (P. 23)
一般就労を目指す者に、知識・能力の向上、実習、職場探し等のサービスを提供し、就労に向けて支援を行うもの。
- *16 就労継続支援A型 (P. 23)
一般就労が困難な者に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等の支援を行うもの。
- *17 就労継続支援B型 (P. 23)
雇用契約に基づく就労が困難な者に、通所により雇用契約は結ばない就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等の支援を行うもの。

【施策の枠組み6 教員の専門性の向上】

- 特別支援学校及び特別支援学級の教員については、自信と意欲をもって指導にあたることができるよう、未保有の教員へ特別支援学校教諭免許状の取得を促していきます。
- 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材及び特別支援学校において核となる人材の育成に努めます。
- それぞれの障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図るため、必要な研修の充実を図っていきます。

<成果>

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援学校教諭免許状を保有する者を新規採用すること、また、各校において、特別支援学校に勤務する特別支援学校教諭免許状を保有していない教員に認定講習受講を促すなどの働きかけにより、特別支援学校の教員の免許状の保有率が高まりました。

【特別支援学校に勤務する教員の当該特別支援学校教諭免許状保有率】

年度	H30	R元	R2	R3
免許状保有率	89.5%	93.1%	94.8%	96.4%
全 国	79.7%	83.0%	84.9%	86.5%

(2) 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材の育成

・特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当者等の育成

小中学校等の専門性向上のための研修会の実施としては、各地区ごと教育事務所研修会として、特別支援教育コーディネーター養成研修会、特別支援教育研修会を開催しています。各地区のニーズに応じた研修内容を工夫して行うことができました。

高等学校における特別支援教育コーディネーターの養成については、コーディネーター歴に差がある実態を踏まえ、令和3年度からは、一部経験年数に応じて内容を選択して、研修を受けられる体制を取り入れました。また、一つの研修会は、巡回相談員の養成研修会と合わせて行うことにより、他校種の教員と、一つの事例を検討しながら連携を深めていけるようにしています。

このように、既存の会議でも、開催方法を変えることにより、受講者の負担を増やさず、より効果のある研修となるよう取り組んでいます。

核となる人材の育成という観点から、小中学校の教員や高等学校の教員にも、特別支援教育の専門性の維持・向上のため国立特別支援教育総合研究所、県教育センターへの長期研修派遣を推進してきました。

LD等通級による指導担当教員の専門性向上については、3 (3) ② (P17~18) 参照

(3) 特別支援学校において核となる人材の育成

・校内研修の牽引役、センター的機能を発揮した地域支援の担い手等の育成

巡回相談員養成研修会では、外部専門家等の講義、他校種の教員との事例検討等、様々な校種等からの巡回相談で相談依頼される事例に対応できるような専門性向上を育成するため、研修の内容を工夫して実施しています。

また、国立特別支援教育総合研究所、大学、県教育センター、中央研修等の長期研修へ教員派遣するなどして、各学校において核となる人材や将来の特別支援教育を担う人材育成を推進しています。

(4) 障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実

平成29年3月に「山形県手話言語条例」が施行されたことを受け、平成30年度には特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業として、下記①の研修を行いました。

① 聴覚障がいに係る研修（講義：2回 手話研修会：4回）

講義：大学教授による聴覚障がい教育の現状と今後のあり方に対する講義

手話研修会：講師を招聘した実践的研修 「手話 ～学校で使える手話～」

令和元年度には、特別支援学校における重度重複障がいの児童生徒の割合が全体で30%を超えてきたこともあり、児童生徒の楽しく安全な給食推進のため、摂食に関する研修も加え、下記②のとおり実施し、特別支援学校教員の専門性向上を図りました。

② 重度重複児に係る研修（講義：4回）

講義：講師を招聘した摂食等に関する実践的研修

その他、各校の障がい種や障がい特性に応じた研修会を各校で内容を検討し、実施しました。令和2年度、令和3年度については、コロナ禍でしたが、オンラインで行う等工夫し積極的な実施がありました。

③ 特別支援学校専門性向上公開研修会 【令和3年度研修内容の例】

「卒業後の生活を支える系統的な日常生活の指導について」「障がい児の身体のケア」
「知的障がいのある子ども達の生涯スポーツへとつながるための学校教育」 等

<課題>

(1) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実の必要性

学校が関係機関とつながったり、担任と通級担当者や特別支援学級担任とつながったりするチームとしての体制や全教員の特別支援教育力の向上のための校内研修会の実施等、校内体制が充実されるには、特別支援教育コーディネーターを核として進めていく必要があります。そのためには、学校として、障がいのある児童生徒の指導や教育相談の中核となる教員を特別支援教育コーディネーターに指名するとともに、複数指名によってOJTを機能させて人材育成を図っていく必要もあります。

(2) 特別支援学校に求められている専門性の向上とセンター的機能の更なる充実

特別支援学校がセンター的機能を発揮し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校等を支援していくためには、担当する教員の専門性の維持・向上が不可欠です。また、近年、発達障がいに係る相談が増えていることから、外部専門家等からの助言により、多様化する相談・支援のニーズにも対応できるようにする必要があります。

(3) 全ての教員の専門性向上

発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒は、通常の学級に在籍しています。また特別支援学級の設置数が増加している現状に対して、全ての教職員に担任力として特別支援教育力が必要であり、研修により全職員の特別支援教育力向上（ボトムアップ）が必要不可欠です。担任力として、特別支援教育力（専門性）の向上や学級経営力の向上を図る必要があります。

8 「山形県特別支援学校再編・整備計画」と「特別支援学校の校舎等整備計画」の進捗状況と課題

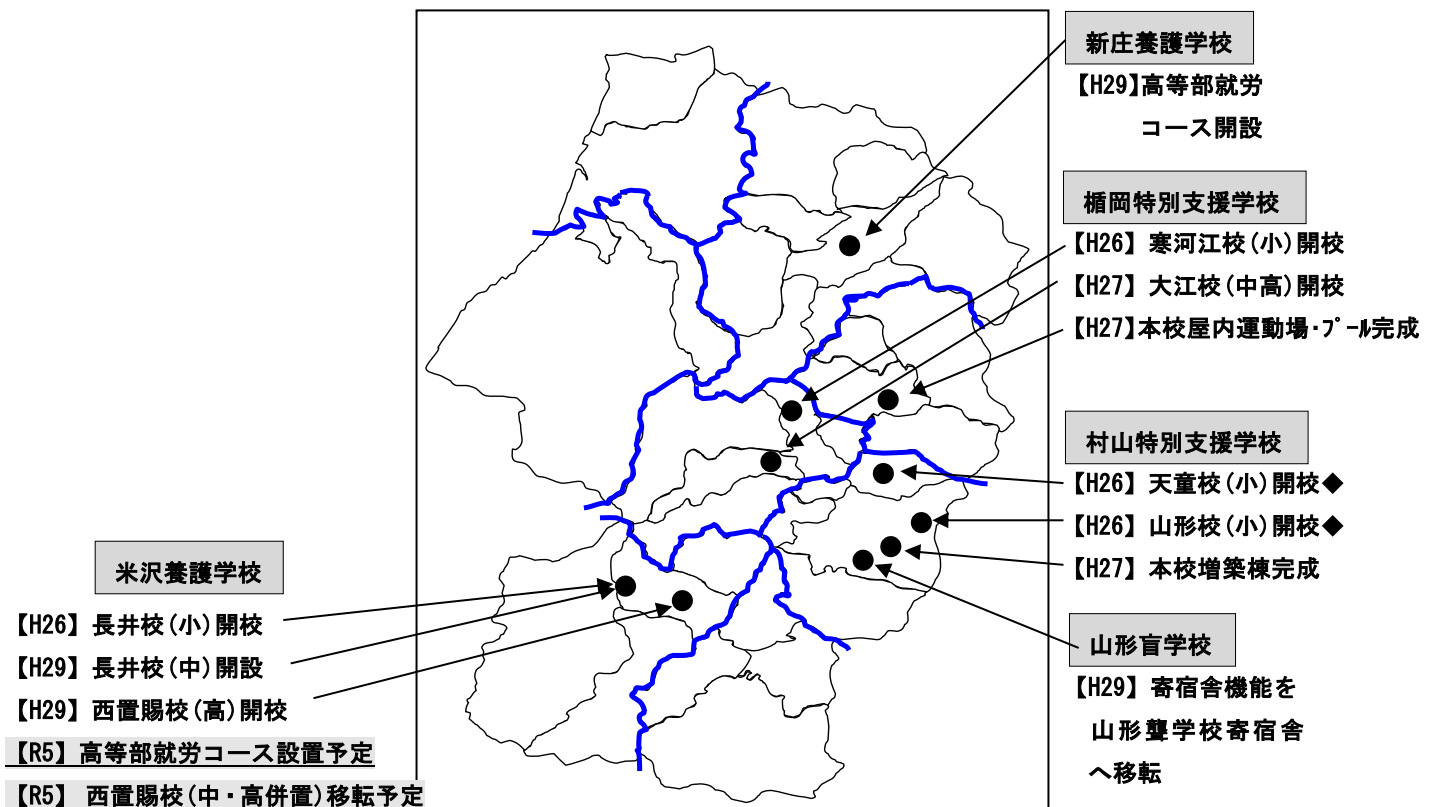
(1) 山形県特別支援学校再編・整備計画

計画期間（平成 25 年～平成 29 年）において、下表のとおり知的障がい特別支援学校を整備し、児童生徒の増加が著しい村山地区 2 校の教室不足と施設設備の狭隘化を改善するとともに、特別支援学校が設置されていない西村山と西置賜地域に特別支援学校の分校を整備し、遠距離通学の負担を軽減し、居住地からできるだけ近い学校で学ぶことができるよう対応してきました。

<分校の設置> 知的障がい特別支援学校の整備

西村山地域	H26	楯岡特別支援学校寒河江校（小学部） ＜寒河江市立高松小学校内の空き教室に設置＞
	H27	楯岡特別支援学校大江校（中学部・高等部） ＜旧大江町立三郷小学校廃校後の空き校舎活用により設置＞
東南村山地域	H26	村山特別支援学校山形校（小学部） ＜山形市立第五小学校内の空き教室に設置＞
	H26	村山特別支援学校天童校（小学部） ＜天童市立津山小学校内の空き教室に設置＞
西置賜地域	H26	米沢養護学校長井校（小学部） ＜長井市立豊田小学校内の空き教室に設置＞
	H29	米沢養護学校長井校（中学部） ＜長井校内に小学部と併置による設置＞
	H29	米沢養護学校西置賜校（高等部） ＜県立長井工業高校内に設置＞

【「山形県特別支援学校再編・整備計画」進捗状況】



一方で、計画期間内に対応できなかった課題（以下「残された課題」と記す）もあったため、これらの課題を整理し、計画期間を2年間延長して対応の方向性を検討することを第3次プランに記載し、引き続き対応することとしました。

- ① 老朽化した校舎（上山高等養護学校、山形盲学校）等の改築
- ② 置賜地区の特別支援学校高等部への「就労コース」の設置
- ③ 西置賜地域への中・高等部併置分校の設置
- ※ 緊急対応により長井市立豊田小学校内に設置している長井校（中学部）と長井工業高等学校内に設置している西置賜校（高等部）の移転による暫定的設置の解消

（2）「特別支援学校の校舎等整備計画」の策定

「残された課題」の検討のため、「特別支援学校校舎等整備検討委員会」を設置し、平成31年4月から令和2年2月計4回の会議を開催し、報告書をまとめました。この報告書に基づいて、令和2年8月に、「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定しました。具体的な整備内容は次のとおりです。

- ① 長井市立長井南中学校の校地の一部を活用し、中学部と高等部の併置分校を新築
【令和5年4月竣工】
- ② 米沢養護学校の寄宿舎の一部を改修し、高等部就労コースを設置
【令和5年4月開設】
- ※ 実際の施設整備においては、諸般の事情から当初の予定を変更し、米沢養護学校の校地内に校舎を新築して設置することとなった
- ③ 上山高等養護学校の校地に山形盲学校を併置し、両校を改築
【令和8年4月以降できるだけ早い時期に校舎供用開始】

（3）今後の取組みと課題

① 「特別支援学校の校舎等整備計画」による整備

西置賜地域への中・高等部併置分校の新築と米沢養護学校高等部就労コースの設置については、いずれも令和5年4月に竣工、開設していますが、前者については、体育館の建設工事を令和5年度中に、後者については、外構工事を令和5年度中に実施する予定です。

また、老朽化した校舎（上山高等養護学校、山形盲学校）等の改築については、令和5年度から基本・実施設計に入り、令和7年度からは、既存校舎の解体と改築工事が始まる予定です。そして、令和8年4月以降できるだけ早い時期に校舎の供用を開始する予定ですが、共有施設や運動場等の整備も含めたすべての整備が終わるのは令和12年度を予定しています。今後も、それぞれ計画どおりに整備が進むよう引き続き取り組んでいく必要があります。

② その他の課題

緊急的な課題に対する対応については、学校や関係課等と相談しながら対応していく必要があります。また、特別支援学校の今後の教育環境整備の方向性を整理して、調査・研究していく必要があります。

Ⅱ 今後の特別支援教育の推進について

第4次山形県特別支援教育推進プランの基本目標と施策の枠組み等

1 4次プランの基本目標

4次プランにおいては、3次プランの成果と課題を踏まえ、特別支援教育を巡る状況の変化にしっかり対応しつつ、インクルーシブ教育システムへの理解と特別支援教育の取組みの更なる充実を図っていくことが必要です。

そこで、4次プランの基本目標については、次のとおり定めることとします。

4次プランの基本目標

- 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- インクルーシブ教育システムへの理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

2 4次プランを推進するための施策の枠組み

基本目標を踏まえて、4次プランを推進していくために、基本的には前プランの施策の枠組を引継ぎ、次の6つの施策の枠組みによって施策を展開し、具体的な取組みを実施していきます。

施策の枠組み①	共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
施策の枠組み②	関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実（一部変更）
施策の枠組み③	小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
施策の枠組み④	特別支援学校における教育の充実
施策の枠組み⑤	社会参加に向けた支援の充実
施策の枠組み⑥	教員の専門性の向上

3 4次プランの施策の体系

基本目標

- ◎ 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ◎ 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- ◎ インクルーシブ教育システムへの理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

【施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】

- (1) インクルーシブ教育システムや共生社会についての更なる周知・啓発
- (2) 発達段階やニーズに応じた多様な交流及び共同学習の実施による内容・質の充実
- (3) 特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供と評価・改善の促進

【施策の枠組み2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実】

- (1) 切れ目ない支援の充実に向けた積極的な情報共有による関係機関との連携強化
- (2) 個々の教育的ニーズに応じた適切な教育支援の推進
- (3) 学校における医療的ケアの対応等の課題における関係機関との連携の推進

【施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】

- (1) インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の取組みの推進
 - ・校長のリーダーシップによる学校組織全体で取り組む特別支援教育の推進
- (2) 通級による指導の充実
 - 〈小中学校等〉他校通級や巡回通級の促進による通級による指導の利用拡大
 - 〈共通〉教職員、児童生徒、保護者への通級による指導の内容、教育効果の理解推進
 - 通級による指導担当教員の専門性と指導力の向上を図る研修の拡充
- (3) 全ての教員の特別支援教育力の向上
 - ・教員の特別支援教育に携わる経験の拡大
 - ・各学校における校内研修の推進
- (4) 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談による支援の充実

【施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実】

- (1) 地域資源の積極的な活用と社会に開かれた教育課程の推進による教育活動の充実
- (2) 新たな課題に対応するための教員の専門性向上
 - ・外部専門家の派遣を活用した発達障がい等に係る指導力の向上
 - ・障がい種ごとの専門性向上に向けた研修会の実施
 - ・障がい特性に応じた効果的なICT活用の推進
- (3) 特別支援学校の教育環境の整備
 - ・「特別支援学校の校舎等整備計画」(R2.8)の推進
 - ・校舎等の安全確保やバリアフリー化に向けた対応
 - ・学校・地域等の要望・課題等の整理、校舎等整備計画完了後の整備に係る検討

【施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実】

- (1) 就労支援の充実
 - ・就労支援コーディネーターの県内4地区への配置による就労先(含福祉就労)の拡大
 - ・地区内の学校及び関係機関の連携強化
- (2) 自立と社会参加を目指した教育の充実
- (3) スポーツ・芸術・文化活動への更なる取組みの促進

【施策の枠組み6 教員の専門性の向上】

- (1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上と教員を目指す学生への特別支援教育の魅力発信
- (2) 特別支援教育の担当者の育成と核となる人材の育成
 - ・特別支援教育担当者を育成する系統的な研修の実施
 - ・長期研修(特別支援教育分野)等への教員の派遣
- (3) 教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講の促進(指標の作成と活用)

4 各施策の方向性と具体的な取組みについて

【施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】

<施策の方向性>

- 共生社会の形成に向けた情報発信を積極的に行うとともに、多様性を認め合う交流及び共同学習や学級経営の実践を周知し、より一層インクルーシブ教育システムへの理解を推進する。
- 児童生徒の発達段階やニーズに応じ、学校や地域の特色を生かし、交流方法等を工夫した多様で効果的な交流及び共同学習を推進する。
- 合理的配慮に係る校内研修を活性化し、全ての教員の理解向上を図るとともに、これを提供するにあたっては、校内で組織的な検討を行うことを促進する。

(1) インクルーシブ教育システムや共生社会についての更なる周知・啓発

インクルーシブ教育システムや共生社会についての理解がより一層浸透するよう、積極的な情報発信を行って周知を図っていきます。

また、学校においては、多様性を認め合う学級経営の取組みや多様なものの見方・考え方を育てる教育活動を促進するための好事例を収集し、これを発信していきます。

交流及び共同学習の好事例（相互理解が深まった具体的な取組み）の収集・確認・発信

<具体的な取組みの方向性>

① ライフステージに応じた情報提供

- ・ 児童生徒・保護者等が、各自のライフステージ（就学前、義務教育、高等学校、大学、就労等）に応じて必要な情報が得られるよう、資料（リーフレット等）を電子化して利用を促進
- ・ 他部局等と連携し、作成した資料を互いに共有し、幅広い資料を提供

② ホームページを活用した情報発信の工夫

- ・ 提供する資料等の電子化を進め、積極的にホームページに情報を掲載するほか、二次元コードからアクセスできるようにして利用を拡大
- ・ ストリーミングやオンデマンド等の映像資料の提供

③ 発達障がい理解促進・指導力向上セミナー等（より多くの人に参加できる研修会等の開催）

- ・ 発達障がいへの指導などニーズの高い内容に関する研修を実施
- ・ ハイブリッド型（参集型とオンライン型の併用）開催による参加者の拡大
- ・ 研修内容（可能な内容）のオンデマンド配信による周知と理解啓発（校内研修会や保護者研修会等で活用可能）

④ 多様性を認め合う学級経営の取組みの紹介と働きかけ

- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境の整備と授業づくりの促進
- ・ 多様性を認め合う学級経営の実践事例の収集と研修会やリーフレット等による紹介
- ・ 多様なものの見方・考え方を育てる教育活動の収集と研修会やリーフレット等による紹介（「特別の教科道徳」や「特別活動」等を通した心のバリアフリー教育、交流及び共同学習、障がいのある人との交流等を促進）

(2) 発達段階やニーズに応じた多様な交流及び共同学習の実施による内容・質の充実

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、互いに違いを認め合いながら協働する経験を積み重ねて理解を深めていくことが重要であることを広く周知し、各学校において、交流及び共同学習がより積極的に取り組まれるよう働きかけていきます。

また、より効果的な学習となるよう、児童生徒の発達段階やニーズに応じ、学校や地域の特色を生かしながら、交流方法等を工夫した多様な効果的な交流及び共同学習が実施されるよう働きかけていきます。併せて、障がいのある子どもに対する地域の人たちの理解を深め、より一層地域との連携・協働が進むよう、特別支援学校の子どもたちと地域の人たちとの交流を更に促進し、地域における理解啓発の取組みを推進していきます。

<具体的な取組みの方向性>

① 障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互理解を深める交流の推進（義務教育段階）

特別支援学校では、学校が所在する地域の学校やその地域の人たちとの交流や、児童生徒が居住する地域の学校やその地域の人たちとの交流が行われています。また、小中学校では、校内の特別支援学級と通常の学級の間での交流が行われています。

義務教育段階においては、このような交流を通して、障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互理解を深めることができる交流及び共同学習が効果的に実施されるよう、実践事例等を紹介し、交流及び共同学習の活性化を図っていきます。

- ・特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域の学校での交流を行うことを促進するため、その意義を周知し、実践例を紹介するとともに、実施拡大に向けた新たな手立てを研究（双方の学校における成果として子どもの学びや心の変容が分かる好事例を紹介）
- ・ウィズコロナ時の多様な交流手段を活用して交流及び共同学習を拡大（手紙等の媒体を介した間接交流、ICTを活用した遠隔交流等）
- ・通常の学級と特別支援学級の担当同士で情報共有を図り、双方が、目標や内容を十分に理解し、連携を図った上で、交流及び共同学習を行うことを働きかけ

② 学校の特色を生かした取組みの推進（高等学校段階）

高等学校段階では、主に特別支援学校と高等学校の間での交流（学校間交流）や、特別支援学校と学校が所在する地域の人たちとの交流が多く取り組まれています。高等学校には、普通科、専門学科、総合学科など多様な学科があり、特別支援学校にも多様な障がい種があり、知的障がい特別支援学校の中でも、高等部のみを置く特別支援学校や就労コースなどの就労を目指す学校・コースがあります。このことを踏まえ、高等学校段階では、互いの学校の特色を生かしたり、双方のニーズを確認したりしながら、発達段階に応じた特色ある交流及び共同学習を推進していきます。

- ・生徒会活動やボランティア活動、地域活動等を通じた交流及び共同学習の推進
- ・農業や工業等の職業に関する専門学科の特性を生かすなど特色のある交流及び共同学習の推進
- ・ウィズコロナの多様な交流手段を活用した効果的な交流の推進（手紙等の媒体を介した間接交流、ICTを活用した遠隔交流等）

③ 地域の特色や資源を生かした取組みの推進

- ・これまでの取組みを継続・発展させた特別支援学校と地域との絆づくりの取組み
- ・地域の祭りや行事等及び優れた人材等を活用した地域との交流の促進

- ・地域との交流の様子を積極的に情報発信（ホームページへの掲載、プレスリリース等）

（３）特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供と評価・改善の促進

特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人が、必要かつ適切な合理的配慮を受けて学べるよう、各学校での校内研修を推進して、全ての教員の合理的配慮に係る理解向上を図るとともに、必要な合理的配慮について個別の教育支援計画に明記し、確実な提供と評価・改善に取り組むよう促していきます。

県独自調査：個別の教育支援計画への合理的配慮の提供内容の明記率を確認

（R3年度 小学校 97.8% 中学校 94.8% 高等学校 83.0%（R2年度）

➡ R9年度 小中高等学校 100%）

＜具体的な取組みの方向性＞

- ① 特別な教育的支援が必要な児童生徒（校内委員会等において学校として判断）については、必要な合理的配慮を個別の教育支援計画に明記して確実に実施し、評価・改善していく必要があることを研修会や会議等で周知・促進
 - ・校内研修で活用できるリーフレットや合理的配慮実践事例データベース（「インクルDB」の活用促進）
- ② 特に発達障がいの可能性のある児童生徒の特性に係る理解向上を図り、個々の実態に応じた適切な合理的配慮が提供されるよう、合理的配慮に係る校内研修の実施を推進
 - ・国立特別支援教育総合研究所等が提供する映像資料を活用した校内研修の実施を推進

※「インクルDB」とは

国立特別支援教育総合研究所が作成した「合理的配慮」実践事例データベース。設置者や学校が合理的配慮を検討する際に、類似した事例を検索し、参考となる資料を得ることができる。

- ③ 適切な合理的配慮の提供に向け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の構築を促進
 - ・校内委員会やケース会議、事例検討会等による合理的配慮の組織的な検討の促進
 - ・PDCAサイクルを活用した合理的配慮の評価・改善の取組みの促進（合理的配慮を個別の教育支援計画に明記し、PDCAサイクルによって評価・改善）
 - ・合理的配慮の提供に係る情報共有とチーム支援の促進（各種会議・研修会等での紹介、実践事例の蓄積と共有、好事例の紹介等）

【施策の枠組み2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実】

<施策の方向性>

- 個別の教育支援計画をツールとして、関係機関と情報を共有して指導・支援の充実を図るとともに、切れ目なく支援が実施されるよう確実な引継ぎを推進する。
- 各ライフステージにおいて、支援に関わる関係機関との連携を図り、それぞれの担当者が連絡を取り合ったり参集したりして、より効果的な支援を検討するよう働きかけ、支援の充実を図る。
- 学校における医療的ケアの安全な実施に向けて、実施する特別支援学校の組織体制や環境を整備するとともに、様々な課題の解決に向けて関係機関と連携していく。

※「関係機関との連携強化」

切れ目ない支援の充実を図るためには、家庭の理解・協力の下、教育、医療、福祉、保健、労働等の機関が連携・協力して、子どもの発達段階やライフステージ等に合わせて必要な支援を行い、子どもの自立と社会参加に向けて支えていく必要があります。

(1) 切れ目ない支援の充実に向けた積極的な情報共有による関係機関との連携強化

○個別の教育支援計画をツールとした支援に係る情報の共有と引継ぎの促進

個別の教育支援計画をツールとして、関係機関との連携や、当該児童生徒に必要な支援に係る引き継ぎが確実になされ、切れ目ない支援が実施されるよう、リーフレットを活用し、研修会や会議等で積極的に周知していきます。

<具体的な取組みの方向性>

- ① 特別な教育的支援が必要な児童生徒（校内委員会等において学校として判断）全員について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することを推進
- ② 必要な合理的配慮を個別の教育支援計画に記載し、定期的な評価、改善を促進
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画によって必要な支援等を切れ目なく確実に引き継いでいくことを推進（個別の教育支援計画の引継ぎ率の向上）
- ④ 「やまがたサポートファイル」を所持する児童生徒については、作成時に参考とするよう周知
- ⑤ 個別の教育支援計画に基づき、児童生徒が利用する福祉サービスや医療機関等との連携を促進
- ⑥ 保護者向けリーフレット「個別の教育支援計画の作成と活用」を活用して理解を促進

○各ライフステージの支援の充実に向けた学校と関係機関の連携促進

各ライフステージ（就学前、義務教育、高等学校、大学、就労等）の支援について、関係機関と学校との連携を強化し、支援の充実を図っていきます。

<具体的な取組みの方向性>

- ① 就学前の支援の充実
 - ・障がいのある（又はその可能性のある）子どもや保護者を対象とした教育相談（通称「にこにこ相談」や地域教育相談窓口）の継続によって保護者の相談機会を確保
 - ・幼稚園・保育所等、学校、市町村教育委員会と医療、福祉、保健、労働等との連携を強化し、早期支援を充実
- ② 在学中の支援の充実
 - ・一人一人の課題の解決に向けた効果的な連携を促進（個別のケース会議の実施を促進）
 - ・「個別の教育支援計画」の共有等を通して、放課後等デイサービスや相談支援事業所等と日常

的に連携し、より効果的な合理的配慮や支援の提供を促進

③ 進学時の支援の充実

- ・各学校等において、進学先や関係機関等と連携して早い時期から進学に係る情報を収集し、本人・保護者等に提供することを促進
- ・これまで行ってきた合理的配慮や支援等に係る情報を進学先へ確実に引継ぐことを促進

④ 就労時の支援（含移行支援）の充実

- ・学校と関係機関等との連携を強化し、特別な教育的配慮を要する生徒の就労支援を充実
- ・これまで行ってきた合理的配慮や支援等に係る情報を就労先へ確実に引継ぐことを促進

○特別支援教育コーディネーターを窓口とした関係機関との連携推進

学校の窓口となる特別支援教育コーディネーターと関係機関の窓口となる担当者が連絡を取り合い、日常的な連携が進むよう働きかけていきます。

<具体的な取組みの方向性>

① 関係機関との連携マニュアルの配布・活用促進

- ・特別支援教育コーディネーターが、関係機関とどのように連携を図ることができるのかが分かるよう、関係機関との連携の仕方や連絡先等を記したマニュアルを（地区ごと切れ目ない連携協議会において作成）を各学校へは配布し、活用を促進

② 学校と関係機関との連携強化に係る研修の実施（地区の切れ目ない連携協議会において実施）

○県内4地区における切れ目ない支援体制の強化

「切れ目ない支援連携協議会」を継続し、これまでの取組みを発展させ、各地区の連携推進に係る課題の検討・解決を図り、より一層連携を進めるための体制を構築

※「切れ目ない支援連携協議会」とは

3次プランのキーワードである「切れ目ない支援」を推進するために、県教育委員会が主催し、県内4地区（各教育事務所単位）において開催する会議。各地区における「切れ目ない支援」の実施状況を共有し、更なる推進のための関係機関の連携の在り方などを検討。

<具体的な取組みの方向性>

① 関係機関との連携マニュアルの検討・作成

- ・特別支援教育コーディネーターが、関係機関とどのように連携を図ることができるのかが分かるよう、関係機関との連携の仕方や連絡先等を記したマニュアルを検討・作成

② 学校と関係機関との連携強化に係る研修の実施

③ 他部局と連携した効果的な会議の開催・運営

- ・福祉や労働等の担当部局の事業と連携し、効果的に会議を開催・運営
- ・具体的な連携に関わる担当者の参集の在り方を検討

④ 実践事例（好事例）の共有・周知

- ・連携に係る実践事例の交流
- ・好事例の共有・周知

(2) 個々の教育的ニーズに応じた適切な教育支援の推進

本人や保護者が正確な情報を得て十分に理解した上で就学先を検討できるよう、教育支援に係る関係者の早期からの情報提供等に係る理解を推進するとともに、保護者向けのリーフレット

トや早期相談機会を確保し、保護者支援を行っていきます。

<具体的な取組みの方向性>

- ① 就学担当者会や教育支援地方研究協議会を通じた教育支援に係る関係者の理解推進
 - ・早期からの情報提供、就学に関するガイダンスの実施、合意形成に向けた丁寧な教育相談
- ② 就学に係る保護者への周知と理解の推進
 - ・保護者向けリーフレットを活用した理解の推進
- ③ 保護者の相談の機会の確保
 - ・早期相談支援「にこにこ相談」・「地域教育相談窓口」等

(3) 学校における医療的ケアの対応等の課題における関係機関との連携の推進

特別支援学校における医療的ケアの安全な実施に向けて、引き続き実施校における組織体制の構築や環境整備を進めるとともに、関係機関と連携して、より一層体制整備や教職員の専門性向上に取り組みます。

併せて、今後増えてくると想定される小中学校における看護師による医療的ケアについては、開始に向けた準備段階では、市町村教育委員会等の要請に応じて助言を行ったり、開始後は、担当する看護師や教員等の専門性向上に資するよう県が開催する研修会等を案内したりして支援していきます。また、看護師の確保に向けては、関係機関に対し、学校で働く医療的ケア看護師の仕事について周知するとともに、関係機関との更なる連携について研究していきます。

<具体的な取組みの方向性>

- ① 特別支援学校における医療的ケアの安全な実施に向けた組織体制の充実
 - ・医療的ケア連絡協議会（兼山形県医療的ケア児支援会議教育部会）における課題解決に向けた協議と他部局等との調整
 - ・医療的ケア実施校運営会議（県教育委員会が実施校に設置）、医療的ケア安全委員会（実施校の校長が校内の委員会として設置）を効果的に機能させて安全な実施体制を構築
 - ・山形県医療的ケア児等支援センター等との効果的な連携を研究
 - ・「山形県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」（令和4年3月策定）の見直し
- ② 特別支援学校における医療的ケア実施のための体制整備
 - ・各校の医療的ケアの実施状況の把握と各校の実態に基づいた適切な看護師の配置
 - ・校外学習への看護師が同行する際などの後補充看護師の配置により保護者の負担を軽減
 - ・医療的ケアの看護師の確保や専門研修の充実に向けた関係機関との連携について研究
 - ・学校における医療的ケアの内容等について学校や関係機関等への周知
- ③ 担当する看護師や教員等の専門性の向上を図るための研修の充実
 - ・専門の医師や看護師、医療的ケア関連の器具を扱う業者等の専門家による講義や実技演習を通じた実践的な研修の実施とニーズに応じた内容の研修内容の検討
 - ・上記研修を、特別支援学校だけでなく医療的ケアを実施している小中学校や所管する市町村教育委員会等も含め広く案内
 - ・医療的ケア安全委員会等の医師来校時を活用したケース検討や研修を実施

【施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】

<施策の方向性>

- 各学校において、校長のリーダーシップによってインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育が推進されるよう取り組む。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちのニーズに応じて通級による指導が広がるよう働きかけるとともに、担当教員の専門性と指導力の向上を図り、通級による指導の充実を図る。
- 校長の人事マネジメントによって教員の特別支援教育に携わる経験の拡大を推進するとともに、セミナーの開催や校内研修の実施促進によって、全ての教員の特別支援教育力の向上を図る。

(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の取組みの推進

各学校において、「インクル COMPASS」を活用して自校のインクルーシブ教育システムの構築状況を確認するとともに、校長のリーダーシップによって、より一層インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されるよう、研修会や会議等の機会を利用して積極的に周知し、働きかけていきます。また、特別支援教育を推進している学校の好事例を紹介し、良い取組みを広げていきます。

※「インクル COMPASS」とは

国立特別支援教育総合研究所が作成したツールで、各学校におけるインクルーシブ教育システム構築の取組みの現状や課題を可視化して自分たちで把握し、次の取組みの方向性を見出すための手がかりを得ることができます。

<具体的な取組みの方向性>

① 特別支援教育の体制整備を進める管理職のリーダーシップを支える取組み

- ・特別支援教育の推進に係る「管理職向け手引」の作成・配布
- ・研修会や会議等を利用した積極的な周知と特別支援学校のセンター的機能を活用した相談の実施
- ・各学校の取組み状況の確認や今後の方向性を検討する「インクル COMPASS」の活用促進

県独自調査：特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容等について検討する「校内委員会」の実施状況を確認

(R5 から調査実施するため、1回目調査実施後に目標数値を設定)

<体制整備に向けた具体的な働きかけの方向性>

① 特別支援教育を推進する学校経営と組織体制の充実

- ・学校経営に特別支援教育の推進を位置付けること
- ・特別支援教育を推進するための校内の組織体制を構築すること
- ・特別支援教育コーディネーターの複数指名によって担当者の育成を図ること

② 全ての教員の連携・協力による適切な指導・支援の推進

- ・個別の教育支援計画の確実な作成、活用、引継ぎを行うこと

- ・多様な学びの場の設置と活用を拡大すること
- ・障がいによる学びにくさに対応するために必要な指導上の工夫や配慮を行うとともに、教育効果を上げるために支援機器等の活用を進めること

③ 地域、保護者、関係機関等への理解促進

- ・特別支援教育の推進について保護者や地域の理解を図ること（積極的な情報発信と連携を強化）
- ・教育支援や就労支援、移行支援、その他教育課題の解決等のために、保護者や地域、関係機関等との連携をより一層進めること

(2) 通級による指導の充実

校種や地域ごとの課題を踏まえ、次のような手立てによって通級による指導を行う場の整備を促進するとともに、通級による指導担当教員の専門性と指導力の向上を図っていきます。

◆ 通級による指導とは？

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に在籍し、各教科の授業等学校生活の大部分を通常の学級で過ごし、週又は月に何時間かの通級による指導（自立活動）の時間のみ、通級指導教室に通うこととなります。

<具体的な取組みの方向性>

① 他校通級や巡回通級の活用促進による通級による指導を行う場の整備【小中学校】

- ・リーフレットを活用した周知と働きかけ
（特にLD等通級指導において、他校通級や巡回通級などの実施形態を活用した整備を促進）
- ・他校通級や巡回通級の開始を検討している市町村教育委員会や学校への助言

拡大に向けた手立て：他校通級・巡回通級の開始を検討する市町村にノウハウを提供
 ➡ 開始に向けた支援・助言 ➡ モデルケースとして好事例を他市町村へ周知

◆ LD等通級指導とは

本県では、平成18年度から、LD、ADHDを対象とした通級指導教室を設置していますが、令和2年度からは、自閉症スペクトラム等も対象に加え、自閉症と情緒障がいを対象とした通級指導も含めて「LD等通級指導」と呼んでいます。

② 教職員、児童生徒、保護者への理解推進【共通】

- ・リーフレットを活用した周知と働きかけ（通級による指導の内容、効果、手続き等）
- ・通級指導教室が設置されていない市町村教育委員会等への助言
- ・通級による指導の好事例の紹介

③ 通級による指導担当教員の専門性と指導力の向上【共通】

- ・通級による指導（LD等）連絡協議会の開催（拡充：年2回 → 年3回）
 ※ 第2回協議会には市町村の担当者等も参集し、通級による指導を行う場の充実・拡大を図るための手立ての検討も行う
- ・通級指導教室新担当教員基礎研修の開催【県教育センター】（言語：3日、LD等：2日）

(3) 全ての教員の特別支援教育力の向上

校長の人事マネジメントによって教員の特別支援教育に携わる経験の拡大が図れるよう働きかけていきます。

また、通常の学級の担当者も含め、全ての教員の特別支援教育力の向上を図るため、多様な研修形態によって研修の機会を提供し、全ての教員が、特別支援教育に係る研修の機会を得ることができるようにしていきます。

<具体的な取組みの方向性>

① 校長の人事マネジメントによる教員の特別支援教育に携わる経験の拡大

- ・どの教員も特別支援学級や通級による指導での指導にあたる経験をすることを促進すること
(例) 特別支援学級の担任や通級による指導の担当
特別支援学級の授業（年間を通して、研究授業などで）を担当
ティーム・ティーチングによる指導のサブティーチャーを担当 等

教職員課・教育事務所と連携し、取組み状況を確認

② 発達障がいへの理解の推進と指導・支援の改善に向けたセミナーの開催

- ・ハイブリッド型（参集型とオンライン型の併用）開催による参加者の拡大
- ・講義内容の工夫（通常の学級に在籍する発達障がい児童生徒にも関係する内容等）

③ 教職員の特別支援教育力向上に向けた校内研修の推進

- ・「学びラボ」（国立特別支援教育総合研究所作成の研修映像集）など公的機関が作成した映像資料等を広く紹介し、活用を働きかけて各校の校内研修を推進
- ・その他、校内研修で有効に活用できる映像コンテンツ等を紹介し、各校の校内研修を推進
- ・校内研修の実施率の向上

県独自調査：特別支援教育に係る校内研修の実施率を確認

R2年度 小71.8%、中68.8%、高44% ➡ R9年度 小中学校100% 高等学校60%

(4) 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談による支援の充実

特別支援学校のセンター的機能を活用した小中学校等・高等学校への相談・支援が充実するように、特別支援学校に派遣している外部専門家（作業療法士等）を効果的に活用し、各校からの相談要請が多い発達障がいのある児童生徒の相談・支援に係る対応力を高めるとともに、相談内容や必要に応じて、巡回相談に外部専門家が同行するようにし、相談・支援の充実を図ります。

<具体的な取組みの方向性>

- ・知的障がい特別支援学校への外部専門家の派遣拡充による、教員の発達障がいのある児童生徒の相談・支援に係る対応力の向上（外部専門家を活用した研修や相談・支援の実施）
- ・小中学校等・高等学校への巡回相談の際に、特別支援学校に派遣している外部専門家が同行

取組み状況を把握し、効果を確認

【施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実】

<施策の方向性>

- 各学校と地域の特色を生かした取組み、地域資源の積極的な活用、社会に開かれた教育課程を推進し、教育活動の充実を図る。
- 障がい種ごとの専門性向上に向けた研修会や、外部専門家の派遣やICTの活用を促進する事業等に取り組み、特別支援学校の教員に求められる専門性と指導力の向上を図る。
- 「特別支援学校の校舎等整備計画」に沿って整備を推進するとともに、教育環境に係る現状と課題、今後の見通し等を調査し、今後の教育環境の整備のあり方を検討する。

(1) 地域資源の積極的な活用と社会に開かれた教育課程の推進による教育活動の充実

各特別支援学校がある地域の実態を踏まえ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を地域と共有し、学校の教育課題の解決に向けて積極的に地域の方々と意見を交換するとともに、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、地域の企業や関係機関等との連携を図ったりして、目標の実現を目指します。地域の人的・物的資源の活用にあたっては、これまで取り組んできた「地域との連携・協働による絆づくり」を土台とし、各学校と地域の特色を生かした取組みがなされるよう働きかけていきます。

<具体的な推進の方向性>

① 学校と地域との絆づくりと連携・協働の推進

- ・地域・保護者等への理解推進（学校の特色や障がいのある子ども達に係る理解等）
- ・地域との教育課題の共有と解決に向けた取組みの推進（学校評議員の効果的な活用等）

② 社会に開かれた教育課程の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの促進

- ・社会・地域において求められる資質・能力の育成に向けた取組みの推進
- ・地域の人的・物的資源の効果的な活用の促進（含活用できる資源の更なる発掘の促進）

③ 子どもの社会経験の拡大や自己有用感を育む活動の推進

- ・地域資源を生かした体験学習や地域の方々との交流の推進
- ・キャリア教育や作業学習、現場実習等での積極的な地域資源の活用の促進

(2) 新たな課題に対応するための教員の専門性向上

発達障がい児への指導やICTの活用など、近年必要性が増している教員の資質・能力や、障がいの重度・重複化、多様化に対応するために必要な知識・技能等の向上を図るため、研修会の開催や外部専門家の派遣等により、特別支援学校の教員に求められる専門性の向上を図ります。

<具体的な取組みの方向性>

① 発達障がいの専門的知見を有する外部専門家（作業療法士等）の派遣の拡充

- ・作業療法士等の指導・助言による発達障がい児への指導・支援に係る専門性の向上
- ・作業療法士等がもつ相談・支援のノウハウを実践的に学ぶことによる特別支援学校教員の相談・支援スキルの向上（発達障がいに係る相談・支援への対応力の強化、巡回相談員の育成）

知的障がい特別支援学校の教員を対象とした発達障がい児の指導や巡回相談の対応に係る「チェックシート」による調査を実施し、事業成果を確認
(R5年度から実施するため、1回目調査実施後に目標数値を設定)

② 生徒指導や困難事例に対応するためのエリアカウンセラーの派遣

- ・ 教員研修等でのエリアカウンセラーの効果的な活用の促進

③ 障がい種ごとの専門性向上に向けた研修会の開催

- ・ 各障がい種の専門講師（大学、医療機関、その他外部支援機関等の専門家）を招いて研修会を実施するほか、重度・重複化、多様化に対応した指導内容・方法等に係る研修会等を開催
- ・ 自閉症や発達障がい等の障がい特性に応じた指導・支援に係る研修会の開催
- ・ 校内の人材を活用した系統的・計画的な校内研修の実施（ベテラン・ミドル教員の活用）

④ ICTの効果的な活用促進による学びの質の向上

※特別支援教育におけるICT活用の視点

1 指導の効果を高め、学習を支援するツールとしての活用

ICTは、教科書その他教材等の提示や文書等の作成、情報の検索・収集・整理など、多様な活用場面があり、学習効果を上げるためのツールとして大変有効である。また、日常的にICTを利用することによって、児童生徒に情報活用能力が身についていくと考える。

2 障がいによる学習上又は生活上の困難さを補うツールとしての活用

障がい種ごとに活用方法は様々であるが、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服する上でICTは有効である。（拡大、音声読み上げ・入力、コミュニケーション等）

3 遠隔コミュニケーションのツールとしての活用

Web会議システム等を活用した遠隔授業など、遠隔地をつなぐコミュニケーションツールとしてICTは有効である。他校との交流や感染症対策、病弱児童生徒、不登校児童生徒への対応などにおいて活用が期待される。

- ・ 教員のICT活用指導力向上に向けた外部講師による系統的・計画的な研修会の開催
- ・ 国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育教材ポータルサイト」等の積極的な活用促進
- ・ 全ての教員がICTを効果的に活用した指導ができることを目指した校内研修の推進
- ・ 障がいの状態や特性に応じた音声・デジタル教材の紹介と活用の促進
- ・ 国主催研修会（デジタル教科書・音声教材等）の紹介・受講促進（含 小中・高等学校）
- ・ ICTの効果的な活用事例の収集、蓄積、共有の推進
- ・ ICT環境整備及び端末管理等に係る情報共有と相談窓口の明確化

文科省調査：授業にICTを活用して指導する能力「できる」、「ややできる」を回答した割合を確認（R3年度 66.9% ➡ R9年度 80.0%）

（3）特別支援学校の教育環境の整備

特別支援学校の教育環境の整備については、「特別支援学校の校舎等整備計画（R2.8）」を確実に推進してまいります。

	整備計画による整備内容	実績及び予定
1	米沢養護学校の中・高等部分校の整備	R5.4 開校、R5 体育館工事
2	置賜地区への高等部就労コースの設置	R5.4 開設、R5 外構工事
3	上山高等養護学校と山形盲学校の改築	R8.4 以降できるだけ早い時期に校舎共用開始予定

また、今後の特別支援学校の環境整備については、児童生徒の安全や利便性向上のための施設の修繕等を優先的に実施するとともに、長寿命化計画に基づいた校舎・施設の修繕等を実施してまいります。

<具体的な取組みの方向性>

① 校舎等の安全確保や利便性向上（含 バリアフリー化）に向けた対応

- ・校内外の安全確保対策や移動に支障のある段差の解消等を、学校現場の状況を勘案しながら計画的に実施

② 長寿命化計画に基づいた校舎・施設の修繕

- ・長寿命化計画期間前半（R 2～6）は、屋上防水やボイラー機器など学校施設の安全性と機能性を確保するための事業を重点的に実施し、後半（R 7～11）は、実施状況やニーズの変化を踏まえて重点事業を整理し、予防保全の比重を高めた取組みを実施予定

③ 今後の教育環境の整備のあり方の検討

- ・在籍数の推移を把握・分析
- ・教育環境に係る課題等の調査・分析（施設・設備、教育課題、通学環境等）
- ・児童生徒、保護者や地域のニーズの把握 など

【施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実】

<施策の方向性>

- 地区内の学校間及び労働・福祉等の関係機関との連携を強化し、県内4地区における就労支援の充実を図るとともに福祉就労等の進路先の確保についても連携を促進する。
- 早い時期から、子どもの発達段階に応じて計画的・継続的にキャリア教育や進路指導が実施されるよう推進するとともに、卒業後の生活の充実に向けた指導・支援を促進する。
- 障がいのある子どもたちが取り組めるスポーツ・芸術・文化活動を紹介し、体験する機会を提供して、生涯を通してこれらに親しもうとする意欲を高める。

(1) 就労支援の充実

就労支援コーディネーターの県内4地区配置と地域別戦略会議の活性化によって、県内全域の特別支援学校に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実を図っていきます。また、必要に応じて特別支援学校の教員が行う巡回相談に就労支援コーディネーターが同行するようにし、高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労に係る相談を支援していきます。

※「就労支援コーディネーター」とは

地区（県内4地区）ごとに県立特別支援学校1校に就労支援コーディネーターを配置し、これまで障がい者の受け入れが無い企業等に障がい者雇用に係る理解を促進し、実習先・就労先の確保に係る業務を行う。各就労支援コーディネーターが、配置先の特別支援学校だけでなく域内すべての特別支援学校を担当する形で、県内全域の実習先・就労先の拡大を図るよう、令和4年度から、配置先を4地区へと拡大している。

※「地域別戦略会議」とは

地域ごとの就労支援の充実のため、特別支援学校の進路指導主事、就労支援コーディネーター、労働、福祉、特別支援教育課担当指導主事が参集し、当該地域内の生徒の状況や就労支援に係る情報交換を行い、課題の解決に向けた戦略等を話し合う会議。

<具体的な取組みの方向性>

① 就労支援コーディネーターの県内4地区への配置と効果的な活用

- ・ 就労支援コーディネーターの連携協議会において実習・就労先の確保に係る方針を検討・評価
- ・ 特別支援学校、高等学校等に対し、就労支援コーディネーターの役割や業務の実際について広く周知し、活用を促進
- ・ 学校からの要請に応じ、担当地区内の特別支援学校等の教職員を対象とした相談や情報提供を実施

実習・就労の受け入れが可能な企業等の状況の把握（新規・継続・業種別）
特別支援学校高等部卒業生の企業就労率（R7年度：40%以上）

高等学校等への巡回相談の事例の収集・確認・発信

② 「地域別戦略会議」の活性化

- ・「地域別戦略会議」を柱とした地域の関係機関との連携体制の強化
- ・「地域別戦略会議」における情報共有、地域内の就労支援の充実のための強化ポイントの検討
- ・地域内のネットワーク体制や関係機関との連携体制の更なる強化に係る取組みの検討

③ 労働・福祉等の関係機関との連携体制の構築による生徒の障がいの重度・重複化への対応

- ・福祉就労等の進路先開拓に係る連携促進
- ・重度・重複障がいのある生徒の卒業後の進路を支援するための労働・福祉等の関係機関との連携体制の構築（重度重複障がい児、医療的ケア児等の進路に係る支援等）

（２）自立と社会参加を目指した教育の充実

キャリア教育や進路指導にあたっては、児童生徒一人一人の実態に応じた自立と社会参加を目指し、自らできることを増やしていこうとする意欲や態度を育みながら、必要な能力を育てていくことが重要です。よって、そのために必要な指導・支援が、小学校・特別支援学校小学部段階から、発達段階に応じて計画的・継続的に行われるよう取り組みます。また、卒業後の生活がより豊かなものとなるよう、在学中から福祉・労働等の関係機関と連携して必要な情報を共有したり引き継いだりし、生徒が円滑に社会生活に移行できるよう支援の充実を図ります。

<具体的な推進の方向性>

① 系統的・継続的なキャリア教育の推進【共通】

- ・障がいのある児童生徒については、学習状況や日常生活を振り返りながら自身の変容や成長をできるだけ具体的に確認できるよう配慮しつつ、「キャリア・パスポート」等を活用してこのような学びを蓄積し、発達段階に応じた系統的な学習がなされるよう促進
- ・進級、進学の際にこれを引き継いで、系統的なキャリア教育が継続できるよう周知
- ・障がいのある児童生徒や保護者が将来の社会自立や職業自立の姿をイメージできるよう卒業生の話や進学先（高等部、高等学校等）の教員の話聞く機会の設定を促進

② キャリア教育・職業教育の充実【特別支援学校】

- ・個々の生徒の実態やニーズに対応した作業学習・現場実習を通じたキャリア教育・職業教育の充実
- ・高等部就労コースにおけるデュアル実習の効果的な実施や地域と連携した効果的な教育活動（現場実習、バザー、作業製品の開発等）によるキャリア教育・職業教育の充実
- ・時代の流れや地域のニーズ等を踏まえた職業教育の研究（ICT機器活用、農福連携等）
- ・アビリンピック等の機会を活用した企業等へのアピールとモチベーションの向上

③ 切れ目ない支援による進路指導の充実【共通】

- ・障がいのある生徒の進路実現を支援する関係機関との連携を促進
- ・「個別の教育（移行）支援計画」等を活用した情報の引継ぎと関係機関との連携を促進
- ・可能な生徒については、「やまがたサポートファイル」を自ら記入し、それを活用して自分の特性や必要とする支援を説明できるよう、自らこれを作成・活用する力の育成を促進

※「キャリア・パスポート」とは

児童生徒が、自らの学習状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫した教材。

【学習指導要領上の規定】(小学校学習指導要領 第6章特別活動 第2の3の(2))
(略) 指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

※「デュアル実習」とは

ドイツの教育システムで、学校での座学と職場での職業訓練を同時に行うデュアルシステムによる実習。

企業等で実際の仕事を教師と一緒に幅広く経験し、自分がどのような仕事に向いているのか職業適性を把握したり、実践的な働く力を身に付けたりします。

(3) スポーツ・芸術・文化活動への更なる取組みの促進

障がいのある子どもが、卒業後も、個々の障がい特性、興味等に応じてスポーツ・芸術・文化活動に参加し、生き生きと暮らせるよう、他部局、関係団体等と連携し、障がいのある子どもたちが取り組めるスポーツ・芸術・文化を紹介し、体験する機会を提供して、生涯を通してこれらに親しもうとする意欲を高めていきます。併せて、パラスポーツ等を通じた交流を促進し、体験活動を通して障がいのある人と障がいのない人との自然な交流を図り、より一層相互理解が進むよう取り組んでいきます。

＜具体的な取組みの方向性＞

- ① 卒業後も楽しめるスポーツ・芸術・文化活動の紹介及びオーケストラ体感事業の継続
- ② パラスポーツ体験交流会の開催等を通じた交流の推進
- ③ 各特別支援学校に整備したパラスポーツ用具を活用した学校ごとの取組みを促進

【施策の枠組み6 教員の専門性の向上】

＜施策の方向性＞

- 特別支援教育に携わる教員の資質と意欲の向上を目指し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた取組みを継続するとともに、特別支援教育を目指す学生が増えるよう、その面白さややりがいなどを発信していく。
- 特別支援教育の担当者を育成するための研修会を開催するとともに、積極的な長期研修への派遣等を通して、将来の特別支援教育の核となる人材の育成に努める。
- 研修会の開催や校内研修で利用できるコンテンツの紹介を行うとともに、特に発達障がいについては、各教員が自ら計画を立てて系統的に受講できるよう、専門性の指標（セルフチェックシート）を作成し、活用を促進して、全ての教員の理解を推進する。

（1）特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上と教員を目指す学生への特別支援教育の魅力発信

特別支援教育に携わる教員が専門的な知識・技能を身に付け、自信をもって指導に当たれるよう、特別支援学校教諭免許状未保有者には、免許法認定講習等を受講して計画的に取得するよう働きかけていきます。

また、各特別支援学校においては、大学から要請を受けて、学生ボランティア、介護等体験生、教育実習生等を積極的に受け入れ、将来の特別支援教育を支える人材の育成に寄与するよう努めていきます。さらに、パラスポーツ体験交流会などの機会を捉えて、積極的に大学生ボランティアを活用し、体験を通して特別支援教育の面白さややりがいなどを伝えていきます。

＜具体的な取組みの方向性＞

① 特別支援学校教員の免許状保有率の維持・向上の取組み

- ・免許状の保有を新規採用時の要件とすることや保有時に加点することの継続（教職員課）
- ・免許状取得・領域追加のための免許法認定講習の開催及び他県での講習の情報提供、免許状取得方法の周知・取得相談（教職員課）
- ・未保有者への計画的な免許状取得促進の声掛け（各特別支援学校）

② 小中学校等、高等学校においては、特別支援教育の核となる人材育成も考慮した計画的な免許状取得の働きかけ（小中学校特別支援学級設置校、通級指導教室設置校等）

③ 特別支援学校における教職を目指す学生の受け入れ

- ・学生ボランティア、介護等体験生、教育実習生の受け入れ促進
- ・パラスポーツ体験交流会などの機会を利用した学生ボランティアの積極的な活用

（2）特別支援教育の担当者の育成と核となる人材の育成

各校種の特別支援教育担当教員を育成するため、その専門性向上のための研修会を開催する際に、特別支援教育課、県教育センター、各教育事務所が連携し、研修の対象や内容について横断的に検討し、系統的な研修となるよう取り組んでいきます。また、各学校における特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターの役割を管理職に周知し、しっかりと役割を果たすことができるように校内体制を整えるよう働きかけていきます。

将来の特別支援教育推進の核となる人材を育成するために、小・中・高等学校、特別支援学校の教員を積極的に長期研修等（特別支援教育分野）に派遣し、専門性の高い教員の育成を目指すとともに若年層へも研修の機会を広げていきます。

＜特別支援教育担当者育成の具体的な取組みの方向性＞（令和5年度の予定）

① 特別支援学校教員の育成

担当	研修名	日数	対象
特別支援教育課	特別支援学校教育課程研究協議会	1	教務主任等
〃	医療的ケア担当教員等研修会	1	医療的ケア担当者等
〃	特別支援学校ICT研修会 【知・発】【肢・病】【視・聴】	3	
教育センター	特別支援学校新任教諭基礎研修	1	新任教諭
〃	特別支援学校における授業力アップ講座	1	

② 特別支援学級担任の育成

担当	研修名	日数	対象
県教育センター	特別支援学級新担任基礎研修【知】	2	新担任（含講師・助教諭）
〃	特別支援学級新担任基礎研修【視、聴、肢、病】	2	〃
〃	特別支援学級新担任基礎研修【自・情】	2	〃
〃	特別支援学級講座【基礎・基本編】	1	担任等（含講師・助教諭）
〃	特別支援学級講座【知的障がい編】	1	〃
〃	特別支援学級講座【弱視・難聴・肢体不自由・病弱身体虚弱編】	1	〃
〃	特別支援学級講座【自閉症・情緒障がい編】	1	〃
特別支援教育課	特別支援学級教育課程研究協議会	1	担任等（含講師・助教諭）

③ 通級指導教室担当教員の育成

担当	研修名	日数	対象
県教育センター	通級指導教室新担当教員基礎研修【言語通級】	3	新担当（含講師・助教諭）
〃	通級指導教室新担当教員基礎研修【LD等通級】	2	〃
特別支援教育課	通級による指導（LD等）連絡協議会	3	担当等（含講師・助教諭）

④ ことばの教室担当教員の育成

担当	研修名	日数
県教育センター	「ことばの教室」指導者育成講座（基礎・基本編、指導理解編、早期支援・連携編）	各1

⑤ 小中高等学校の特別支援教育コーディネーター担当教員の養成

担当	研修名	日数
各教育事務所	管内特別支援教育コーディネーター養成研修会（各教育事務所ごと開催）	各1
特別支援教育課	高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	2

⑥ 小中学校、特別支援学校の教育支援担当者の育成

担当	研修名	日数	対象
特別支援教育課	教育支援地方研究協議会	1	教育支援担当者等

⑦ 特別支援学校、小中学校の巡回相談担当教員の育成

担当	研修名	日数	対象
特別支援教育課	特別支援教育巡回相談員養成研修会	2	巡回相談担当者等

⑧ 通常の学級担任等の特別支援教育力の向上

担当	研修名	日数
県教育センター	通常の学級における特別支援教育講座	1
各教育事務所	特別支援教育研修会	※
特別支援教育課	発達障がい理解促進・指導力向上セミナー	1

※各事務所の計画による日数

<核となる人材育成の具体的な取組みの方向性>

① 長期研修、専門研修

<派遣先> 教職員等中央研修、山形大学教職大学院、県教育センター

国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修（発達障害・情緒障害・言語障害教育コース等）

② 長期専門研修の積極的な情報提供と計画的な派遣の推進

(3) 教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講の促進

ニーズに合わせた研修の設定と校内研修等で利用できるコンテンツの紹介によって系統的な研修メニューを揃えていきます。また、個々の教員が自ら計画を立てて研修を受講できるよう、どの教員にも必要な発達障がいに関する専門性と研修メニューをリンクさせた専門性の指標（セルフチェックシート）を作成して、全ての教員が、それぞれのキャリアステージに合わせて研修し、専門性を高めていけるよう取り組みます。

<具体的な取組みの方向性>

① 「(仮) 教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」(以下「指標」)※の作成・周知・活用促進

- ・山形県教員指標を踏まえ、特別支援教育課、教育事務所、県教育センターが開催する特別支援教育に係る研修と「学びラボ」（国立特別支援教育総合研究所作成の研修映像集）等のコンテンツによる研修を体系的に整理して専門性の指標（セルフチェックシート）を作成
- ・すべての学校にこれを配布し、キャリアステージに合わせた計画的な研修受講を働きかけ
- ・各種会議・研修会等でも紹介し、活用を促進（研修履歴の管理や管理職の人事マネジメント等）

※「(仮) 教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」

山形県教員「指標」の特別支援教育力の項目から該当部分を取り出して細分化し、福祉や労働の視点も加味して発達障がいに係る専門性に特化した指標を作成したもの。項目ごとに、到達目標、対応する研修、受講歴確認の欄を設け、教員がセルフチェックできるよう一覧表にする。

国委託事業「高等学校におけるLD等通級による指導研究事業」（R2～4）において高等学校教員向けを作成。これをベースとして他校種にも対応するものを作成する。

② 発達障がいに係る理解促進、指導力向上のための研修会の開催

- ・教育事務所や県教育センター等と連携し、発達障がいに係る理解促進、指導力向上研修会を開催

③ 校内研修で利用できるコンテンツの利用促進に向けた取組み

コンテンツ	主な周知対象	活用に向けた周知依頼
インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース) 国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育コーディネーター 初任者 巡回相談員 等 ↓ 全教職員	○特別支援教育コーディネーターから全教職員への周知 ○校内研修会での活用 ○初任者研修会による周知（特支校、小中高等学校） ○発達障がいに係る理解促進、指導力向上のための研修会による周知 ○巡回相談員による相談依頼校への周知
インクル COMPASS 国立特別支援教育総合研究所	管理職、 特別支援教育コーディネーター 巡回相談員 等	○新採校長研での周知及び演習 ○特別支援教育コーディネーター研での周知 ○校内委員会等の校内組織の中での活用 ○発達障がいに係る理解促進、指導力向上のための研修会による周知 ○巡回相談員による相談依頼校への周知
NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～ 国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育コーディネーター 初任者 特別支援教育担当 巡回相談員 等 ↓ 全教職員	○特別支援教育コーディネーターから全教職員への周知 ○初任者研修会による周知（特支校、小中高等学校） ○特別支援学級および通級指導担当者の新任研修会による周知 ○発達障がいに係る理解促進、指導力向上のための研修会による周知 ○巡回相談員による相談依頼校への周知
特別支援教育教材ポータルサイト 国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育コーディネーター 初任者 特別支援教育担当 巡回相談員 等 ↓ 全教職員	○特別支援教育コーディネーターから全教職員への周知 ○初任者研修会による周知（特支校、小中高等学校） ○特別支援学級および通級指導担当者の新任研修会による周知 ○発達障がいに係る理解促進、指導力向上のための研修会による周知 ○巡回相談員による相談依頼校への周知

第4次山形県特別支援教育推進プラン
資 料

山形県教育委員会

目 次

資料 1	第 3 次山形県特別支援教育推進プラン（概要版）	1
資料 2	特別支援学校の校舎等整備計画（概要版）	5
資料 3	県立特別支援学校障がい別幼児児童生徒数の推移	9
資料 4	県内特別支援学級障がい別児童生徒数の推移	10
資料 5	特別支援学校教諭免許状保有状況の推移	11
資料 6	令和 5 年度の山形県の特別支援教育	12
資料 7	「第 4 次山形県特別支援教育推進プラン」検討の経緯	16

第3次 山形県特別支援教育推進プラン

平成30年～（5か年）

～切れ目ない支援*1によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす～



<基本目標>

- ◎インクルーシブ教育システム*2構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- ◎障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- ◎関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

切れ目ない支援（*1）

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

インクルーシブ教育システム（*2）

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

平成30年
山形県教育委員会

施策一覽

施策

共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進

1

- ◇障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び共に活躍するために必要な合理的配慮*3の普及を促進するとともに、これが適切に提供されるよう推進していきます。
- ◇東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人への理解をより一層推進するとともに、交流及び共同学習の充実・拡大を図っていきます。

- インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発
- 障がいのある人への理解の促進
- 合理的配慮の普及と提供の促進
- 交流及び共同学習の充実・拡大



施策

関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築

2

- ◇障がいのある子どもを、関係機関と連携して、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築を目指します。
- ◇障がいのある子どもの支援にあたっては、地域の医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、互いに協力してチームで支援する体制の構築を目指します。
- ◇今日的課題への対応における関係機関との連携を推進していきます。

- 関係機関と連携した就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築
 - ・個別の教育支援計画の作成、活用、確実な引継ぎによる切れ目ない支援の促進
 - ・連携会議や特別支援学校のセンター的機能の活用などチーム支援に向けた取組みの促進
- 今日的課題への対応における関係機関との連携の推進
 - ・発達障がいのある子どもの指導・支援の充実に向けた連携
 - ・医療的ケアの安全な実施に向けた連携 等



施策

小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実

3

- ◇核となる人材の育成、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実、合理的配慮の提供促進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実等、校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実に向けた取組みを推進します。
- ◇障がいのある子どもが、どの学びの場においても、適切な指導・支援を受けて学び、分かった・できたという達成感・満足感をもつことができるよう推進します。

- 校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実
- 多様な学びの場における特別支援教育の充実
 - <小中学校等>特別支援学級、通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実
 - <高等学校>通級による指導の導入と通常の学級における特別支援教育の推進
- 特別支援教育に関する教員の指導力の向上
 - ・全ての教員を対象とした研修の実施
 - ・通級による指導担当者の研修の充実と情報共有



合理的配慮（*3）：教育においては、障がいのある子どもが障がいのない子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使できるようにするために、学校の設置者及び学校が行う必要かつ適当な変更・調整であり、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、かつ、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

施策

特別支援学校における教育の充実

4

- ◇社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりと社会状況の変化に即した特別支援教育を推進していきます。
- ◇「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題について検討するため、計画期間を2年間延長します。併せて、児童生徒増に伴う教室不足と施設の狭隘化等の新たな課題についても、適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。

- 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりの推進
- 特別支援学校に求められる専門性の向上
- 社会状況の変化に即した特別支援教育の推進
 - ・タブレットの整備と活用の促進
 - ・音声教材やデジタル教材の活用の促進 等
- 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）



施策

社会参加に向けた支援の充実

5

- ◇早い時期から計画的にキャリア教育や進路指導を行うとともに、労働・福祉等の関係機関と連携した就労支援や卒業後の生活の充実に向けた指導・支援に取り組んでいきます。
- ◇生涯学習の推進に向けて、障がいのある子どもたちにスポーツ・芸術・文化への興味を喚起し、これらに触れる体験を推進していきます。

- 職業教育の充実
- 進学や資格取得に向けた学力の充実
- 自立と社会参加を目指したキャリア教育や進路指導等の充実
- 労働・福祉等の関係機関と連携した実習先・進路先の拡大と個々の適性やニーズに応じた就労支援の充実
- 一般就労への移行促進
- 生涯学習の推進のためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会の充実



施策

教員の専門性の向上

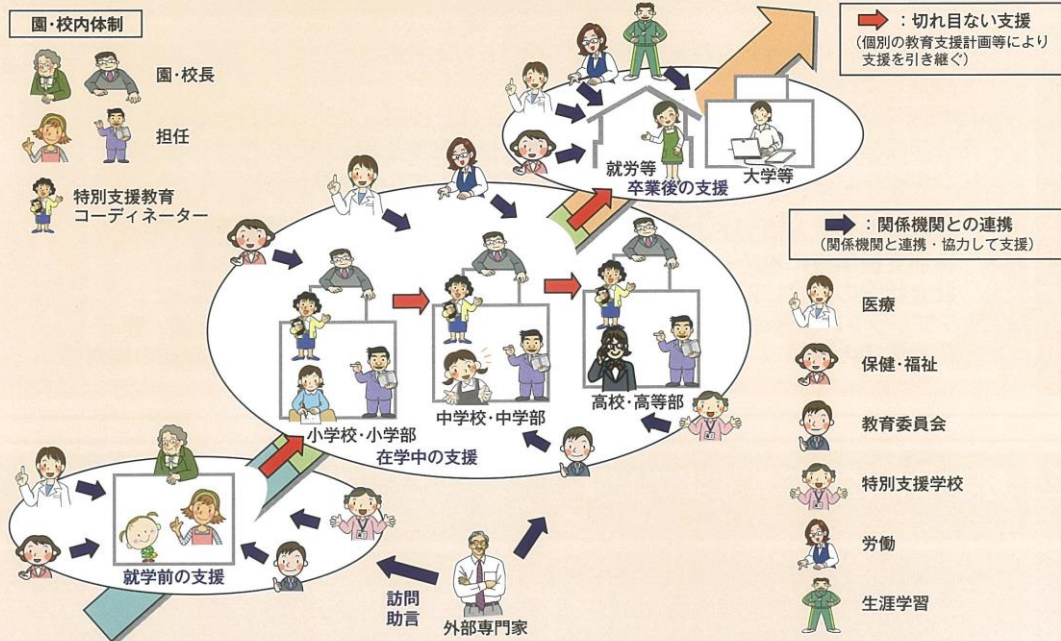
6

- ◇特別支援学校及び特別支援学級の教員については、自信と意欲をもって指導にあたることのできるよう、未保有の教員へ特別支援学校教諭免許状の取得を促していきます。
- ◇小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材及び特別支援学校において核となる人材の育成に努めます。
- ◇それぞれの障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図るため、必要な研修の充実を図っていきます。

- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
 - ・特別支援学校の教員及び特別支援学級の担任の特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材の育成
 - ・特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当者等の育成
- 特別支援学校において核となる人材の育成
 - ・校内研修の牽引役、センター的機能を発揮した地域支援の担い手等の育成
- 障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実




切れ目ない支援体制のイメージ



- ・個々の実態やニーズを把握して支援を検討し、これを基に「個別の教育支援計画」を作成して支援を行います。
- ・随時、支援を評価・改善し、ライフステージに応じた適切な支援を目指すことが必要です。
- ・支援の内容は、「個別の教育支援計画」をツールとして確実に次の担当者へ引き継ぎます。(就学前から社会参加まで)
- ・支援にあたっては、関係機関と連携を図り、協力し合ってチームで子どもを支援していきます。
- ・切れ目ない支援を進めていく際には、「サポートファイル」(障がい福祉課作成)の活用等が効果的です。

個別の教育支援計画と個別の指導計画

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導においては、新学習指導要領により作成が義務付けられています。いずれの計画もよりよい支援・指導を行うためのツールです。

	◆個別の教育支援計画◆	◆個別の指導計画◆
役割	個々の将来を見据えながら各年齢段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い(生活・学習・進路等) ○支援の方針 ○支援の内容・方法(合理的配慮等) ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引き継ぎ事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等 
参画者	学校関係者(特別支援教育コーディネーター・担任等)、各関係機関の担当者(福祉、医療、労働等)、保護者(場合によっては本人)等	学校関係者(特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等)、保護者等

※必ず全ての内容を記載しなければならないものではありません。実情に応じて必要な項目を記載します。

山形県教育庁 特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL: 023-630-2867 FAX: 023-630-2774 E-mail: ytokushi@pref.yamagata.jp

特別支援学校の校舎等整備計画 概要版

～米沢養護学校の分校整備と高等部就労コース設置及び

老朽化した上山高等養護学校と山形盲学校の校舎等改築への対応～

計画策定の経緯

本県における特別支援学校の再編・整備は、「山形県特別支援学校再編・整備計画（H25～H29）」に基づいて進められてきたが、残された課題については、計画期間を2年間延長し検討を進めてきた。

平成25年4月策定「山形県特別支援学校再編・整備計画」

～ 知的障がい特別支援学校の再編・整備を中心に ～

平成30年3月策定「第3次山形県特別支援教育推進プラン」

施策4 特別支援学校における教育の充実

○ 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）

平成31年4月～令和2年1月 特別支援学校校舎等整備検討委員会

県教育委員会では、特別支援学校の校舎等整備に関する課題を検討することを目的に、検討委員会を設置した。検討委員会に対して、以下の2点について検討を依頼し、計4回の会議を経て報告書を受けた。

検討事項

- ◆ 米沢養護学校の中学部・高等部分校整備及び置賜地区への高等部就労コースの設置の在り方
- ◆ 老朽化した校舎等（上山高等養護学校、山形盲学校）の改築の在り方

令和2年2月「特別支援学校の校舎等整備の在り方について」検討委員会報告書

- 関係機関との調整、教育庁内での検討
- 令和2年6月：「特別支援学校の校舎等整備計画（案）」の公表
- 令和2年7月：パブリックコメント、学校説明会
- 教育庁内で検討

令和2年8月策定「特別支援学校の校舎等整備計画」

1 米沢養護学校の中学部・高等部分校整備

(1) 現状と課題

- ① H26 に長井校（豊田小内／小学部）を設置。当初の計画では、中・高等部併置分校を空き校舎を活用して整備することとしていたが、適当な空き校舎の確保が困難。H29 に緊急対応として、中学部を長井校に併置し、高等部は長井工業高内に西置賜校を設置。
- ② 長井校は小学部の在籍者数が増加。H29 より中学部を併置したことで狭隘化が進む。長井校では、6つ設置した教室を小学部で4教室、中学部で2教室使用しているが、令和5年度から中学部が3教室必要となり、教室不足が見込まれる。西置賜校も入学者が増加し狭隘化が生じている。今後も、在籍者数は増加する傾向があるため、学習環境の改善が課題。
- ③ 現在は、中学部と高等部が分かれているため、学部間の連携による一貫した指導が難しい。

(2) 整備の方向性

- 長井校と西置賜校は、在籍者が増加傾向にあり、今後、長井校で教室不足が見込まれるため、早急な分校整備が必要。
- 西置賜4市町から長井南中学校の校地活用による分校整備の提案があった。この場所は、交通の便や通学のしやすさから、利便性の高い場所と考えられる。
- 作業学習を中心とした6年間の一貫した指導により、生徒の働く力を育成することができる。新しく整備する分校は、中学部と高等部を併置する必要がある。

(3) 具体的な整備

- ◆ 長井市立長井南中学校の校地の一部を活用し、中学部と高等部の併置分校を新築する。【令和5年4月開校】

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
中学部と高等部を併置する分校の整備 【長井南中学校の校地の一部に新築】	校舎等整備計画の策定	基本・実施設計		校舎新築・外構工事	
		分校整備準備委員会			
		作業部会A	作業部会B		
				分校開校	体育館等完成

2 置賜地区への高等部就労コースの設置

(1) 現状と課題

- ① 置賜地区で就労を目指す生徒は、上山高等養護学校が受け入れ区域。寄宿舎に入舎するか遠距離通学を余儀なくされ、地元での就労に向けた学びの場を設置する必要がある。
- ② 置賜地区で就労を希望する生徒は、毎年10人以上おり、米沢養護学校や西置賜校にも在籍している。就労希望を実現するため、高等部就労コースの早急な設置が求められている。
- ③ 高等部就労コースを設置する場所については、米沢養護学校の高等部と連携した職業教育ができ、実習に協力する企業が多いところが望まれる。

(2) 整備の方向性

- 置賜地区で就労を希望する生徒が地元で学ぶことができるように、高等部就労コースを設置する必要がある。
- 高等部との連携した職業教育が行えるよう、米沢養護学校内に設置することが適切である。現在、休舎している寄宿舎の2棟あるうちの1棟を改修することにより、高等部就労コースの教室及び、実習室とすることができる。
- 変化する社会のニーズに応じた特色ある職業教育を行うことができるよう、幅広い職種に応じた実習を行うための施設設備を充実させることが必要。

(3) 具体的な整備

- ◆ 米沢養護学校の寄宿舎の一部を改修し、高等部就労コースを設置する。
【令和5年4月開設】

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等部就労コース の設置 【寄宿舎の一部を 改修して設置】	校舎等整備計画の策定	基本・実施設計	改修工事	
		就労コース準備委員会		就労コース開設
		作業部会A	作業部会B	

3 上山高等養護学校と山形盲学校の改築

(1) 現状と課題

- ① 上山高等養護学校と山形盲学校は、校舎建築後 50 年以上経過し、施設設備の老朽化が深刻化。上山高等養護学校では、耐震性不足から使用できない校舎が一部あり、教育環境の改善が必要。山形盲学校の寄宿舎は、活断層の直上にあることが分かったため機能移転。
- ② 山形盲学校の在籍者数は著しく減少し、今後も同数程度で推移する見込み。社会性を育成するため集団での学習を工夫することが課題。また、乳幼児から成人まで県内の視覚障がい教育に係る相談・支援を担い、高い専門性と重要な役割を果たすことが求められている。
- ③ 上山高等養護学校では、職業教育に力を入れている。今後は、変化する社会に求められる人材を育成するため、特色ある職業教育を行うことができる施設設備の充実が必要。

(2) 整備の方向性

- 2校とも校舎及び施設設備の老朽化が進んでおり、改築する必要がある。上山高等養護学校の校地に2校を併置すれば、これまでの上山市とのつながりを維持することが可能。
- 山形盲学校については、移動時の安全性や静かな学習環境を確保することが求められる。また、両校の専門性と特色を維持することも大切になる。
- 障がいの違いを超え、共に学ぶ機会を通して相互理解や社会性が育まれる。共生社会の形成に向け双方の障がい特性に配慮した校舎とし、校舎や設備の一部を共用することが大切。

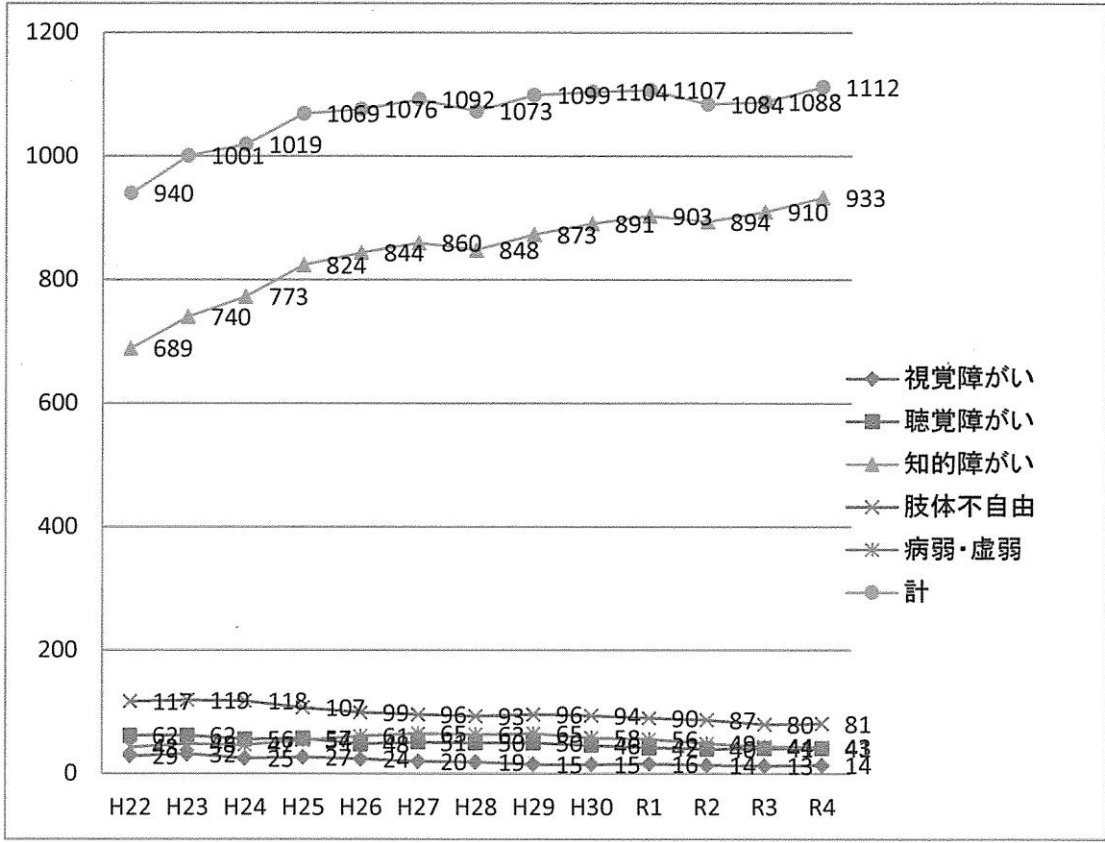
(3) 具体的な整備

- ◆ 上山高等養護学校の校地に山形盲学校を併置し、両校を改築する。
【令和8年4月以降できるだけ早い時期に校舎供用開始】
- ◆ 改築にあたっては、両校の専門性や障がいの特性に配慮した校舎とし、校舎や設備の一部を共用できるように整備する。

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
老朽化校舎の改築			設計者選定	基本・実施設計		既存解体・改築工事①～②				既存解体・外構工事	
【上山高等養護学校の校地に山形盲学校を併置して改築】	校舎等整備計画の策定	作業部会A(合同部会)	老朽化校舎改築準備委員会	作業部会A(上高養部会) 作業部会B(山盲部会)			校舎供用開始		共有施設供用開始	運動場等完成	

【県立特別支援学校在籍者数の推移(H22～R4)】

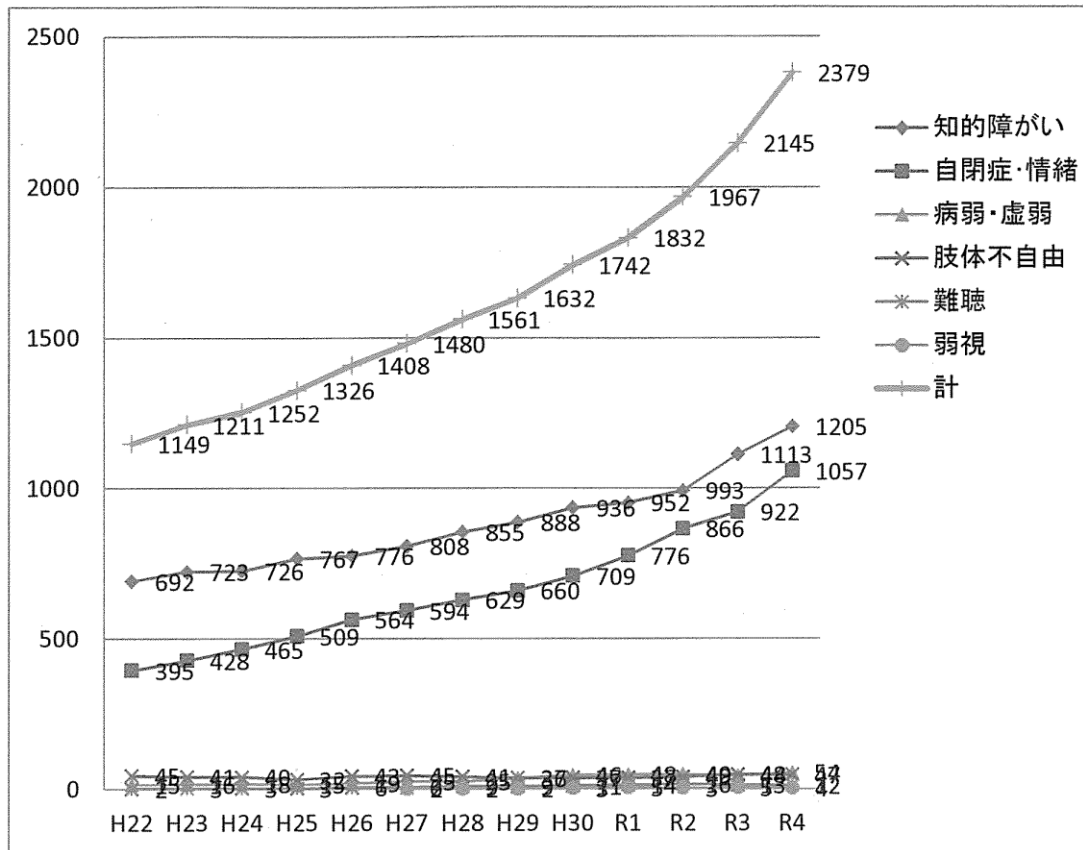


●県立特別支援学校の在籍者数の推移(平成22年度～令和4年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障がい	29	32	25	27	24	20	19	15	15	16	14	13	14
聴覚障がい	62	62	56	57	48	51	50	50	46	42	40	41	41
知的障がい	689	740	773	824	844	860	848	873	891	903	894	910	933
肢体不自由	117	119	118	107	99	96	93	96	94	90	87	80	81
病弱・虚弱	43	48	47	54	61	65	63	65	58	56	49	44	43
計	940	1001	1019	1069	1076	1092	1073	1099	1104	1107	1084	1088	1112

資料4

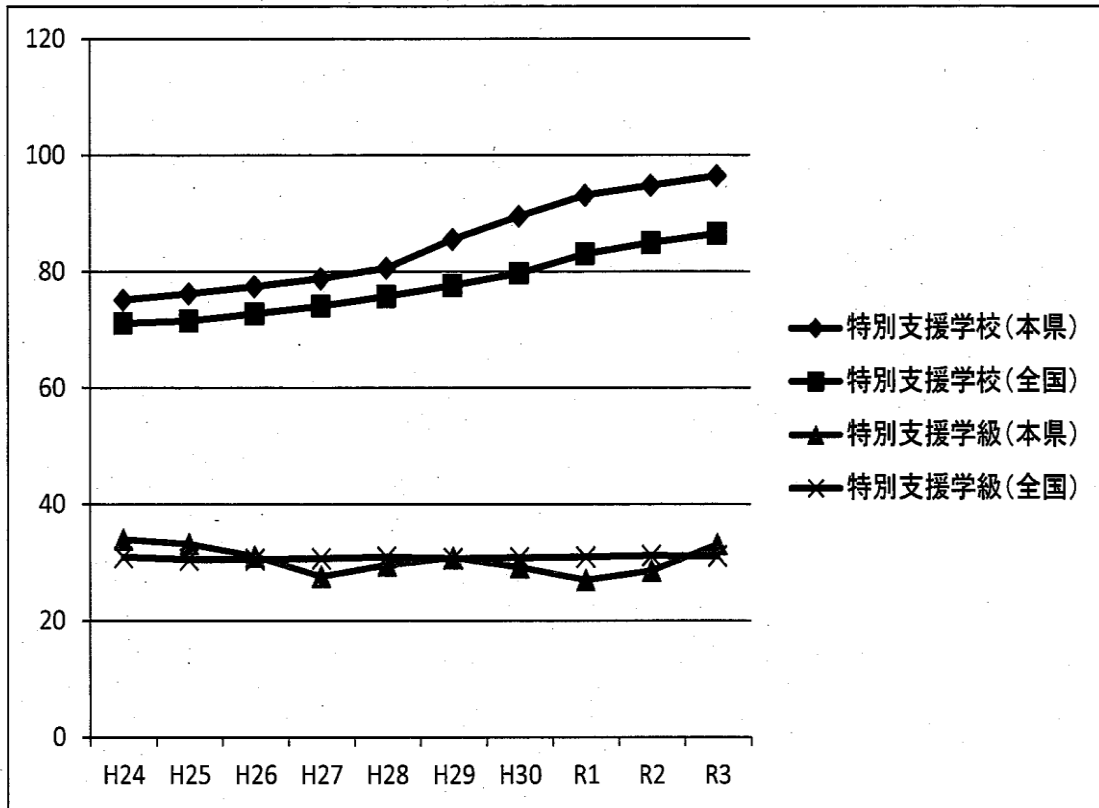
【県内特別支援学級在籍者数の推移(H22～R4)】



●県内特別支援学級の在籍者数の推移(平成22年度～令和4年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	692	723	726	767	776	808	855	888	936	952	993	1113	1205
自閉症・情緒	395	428	465	509	564	594	629	660	709	776	866	922	1057
病弱・虚弱	15	16	18	15	19	25	25	36	46	48	49	44	54
肢体不自由	45	41	40	32	43	45	41	37	37	37	40	48	47
難聴	2	3	3	3	6	6	9	9	11	14	16	13	12
弱視						2	2	2	3	5	3	5	4
計	1149	1211	1252	1326	1408	1480	1561	1632	1742	1832	1967	2145	2379

【●特別支援学校教諭免許状保有状況の推移(平成24年度～令和3年度)】



●特別支援学校教諭免許状の保有状況の推移(平成24年度～令和3年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学校(本県)	75.1	76.2	77.4	78.8	80.6	85.5	89.5	93.1	94.8	96.4
特別支援学校(全国)	71.1	71.5	72.7	74.1	75.7	77.6	79.7	83.0	84.9	86.5
特別支援学級(本県)	34	33.2	31.1	27.6	29.6	30.8	29.2	27.0	28.6	33.1
特別支援学級(全国)	30.9	30.5	30.5	30.7	30.9	30.7	30.8	30.9	31.2	31.1

※ 特別支援学校については当該学校教諭免許保有率

令和5年度 山形県の特別支援教育

～切れ目ない支援¹⁾によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす～



【第4次山形県特別支援教育推進プラン】（令和5年度～5か年の具体的施策）

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ◎特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。 ◎校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。 ◎インクルーシブ教育システム²⁾への理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。
施策の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ◎共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進 ◎関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実 ◎小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実 ◎特別支援学校における教育の充実 ◎社会参加に向けた支援の充実 ◎教員の専門性の向上

1) 切れ目ない支援

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

2) インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことでです。

第4次山形県特別支援教育推進プランの詳細、特別支援学校校舎等整備計画については、県教育委員会のホームページをご覧ください。

山形県教育委員会



特別支援学校での取組み

- ・ 特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。幼稚部や専攻科を設置している学校もあります。
- ・ 幼児児童生徒一人一人について「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導を行っています。
- ・ 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮しています。

◇：寄宿舎設置校 ☆：訪問教育実施校 -：設置無し [令和5年5月1日現在]

対象とする主たる障がい種	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼児児童生徒数	連絡先
視覚障がい	県立山形盲学校 ◇	0	8	2	0	4	14 (14)	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬1111 TEL 023-672-4116
	県立山形聾学校 ◇	4	8	9	5	1	27 (34)	〒990-2314 山形市大字谷柏20 TEL 023-688-2316
聴覚障がい	県立 ☆ 酒田特別支援学校	聴覚	2	3	1	-	6 (7)	〒998-0005 酒田市宮海字新林307 (聴覚) TEL 0234-34-2019 (知的) TEL 0234-34-2026
		知的	-	37	20	33	-	
知的障がい	県立 ◇ ☆ 米沢養護学校 [N~体給] [R5就労コース開設]	-	39	29	-	総合コース 45 就労コース 8	-	〒992-0035 米沢市太田町四丁目1-102 TEL 0238-38-6101
	やまなみ学園分教室	-	3	2	-	-	-	〒993-0033 長井市今泉1812 TEL 0238-88-9118
	長井校 (豊田小内) [H26開校] [中学部：H29開設、R5西置賜校に移設]	-	18	-	-	-	-	〒993-0034 長井市歌丸976 TEL 0238-88-5277
	西置賜校 (長井南中学校地内) [H29開校、R5中学部開設]	-	-	6	18	-	-	〒993-0014 長井市小出3770-1 TEL 0238-84-5520
	県立 ◇ ☆ 新庄養護学校 [H29就労コース開設]	-	23	25	-	総合コース 26 就労コース 3	-	〒996-0002 新庄市大字金沢字 金沢山894-4 TEL 0233-22-3042
	県立 村山特別支援学校	-	76	44	53	-	-	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏43 TEL 023-688-2995
	山形校 (山五小内) [H26開校]	-	11	-	-	-	-	〒990-0034 山形市東原町一丁目1-9 TEL 023-625-1006
	天童校 (津山小内) [H26開校]	-	26	-	-	-	-	〒994-0022 天童市大字貫津591 TEL 023-651-1612
	県立 楯岡特別支援学校	-	29	25	50	-	-	〒995-0011 村山市楯岡北町一丁目8-1 TEL 0237-55-2994
	寒河江校 (高松小内) [H26開校]	-	13	-	-	-	-	〒990-0525 寒河江市大字米沢643-2 TEL 0237-83-2955
大江校 (旧三郷小) [H27開校]	-	-	15	19	-	-	〒990-1111 大江町大字三郷丙1403-1 TEL 0237-85-0722	
県立 上山高等養護学校 ◇	-	-	-	68	-	-	〒999-3201 上山市富脇600 TEL 023-672-3936	
県立 鶴岡高等養護学校 ◇	-	-	-	45	-	-	〒997-0834 鶴岡市稲生一丁目20-33 TEL 0235-22-0581	
県立 鶴岡養護学校 ◇ ☆	-	47	33	39	-	-	〒997-0047 鶴岡市大塚町5-44 (116) TEL 0235-24-5995	
病弱	おひさま分教室 (こころの医療センター内) [H27開設]	-	3	0	-	-	3 (5)	〒997-0038 鶴岡市北茅原町13-1 TEL 0235-25-2240
		県立 ☆ 山形養護学校	-	12	12	15	-	39 (38)
肢体不自由	県立 ゆきわり養護学校 ◇	0	34	23	21	-	78 (81)	〒999-3145 上山市河崎三丁目7-1 TEL 023-673-5023
知的障がい	山形大学附属特別支援学校	-	16	14	21	-	51 (53)	〒990-2331 山形市飯田西三丁目2-55 TEL 023-631-0918
計		6 (5)	406 (405)	260 (240)	469 (510)	5 (5)	1146 (1165)	()：令和4年5月1日

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校での取組み



1 通常の学級

通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、子どもの実態や特性、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行っています。

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校(園)内委員会の設置等の支援体制作りを進め、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通し、個に応じた指導に取り組んでおります。

また、組織としての取組みを重視し、学級経営等の工夫や授業改善を図っています。

(令和5年5月1日現在)

2 特別支援学級

特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽い子どもたちを対象とし、市町村が、小・中学校に設置している学級です。

難聴、弱視、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級等があります。

山形県では、特別支援学級の編成基準を平成25年度より、1学級8名から6名とすることとし、よりきめ細かな指導を行うことができるようになっています。



◎ 特別支援学級のある学校数
 <国立・県立・分校等も含む>
 小学校 222校中 205校 (92.3%)
 中学校 94校中 90校 (95.7%)

障がい種	学校	学級数	増減	児童生徒数	増減
知的障がい	小学校	247	+ 8	877	+ 32
	中学校	106	- 2	398	+ 38
	計	353	+ 6	1275	+ 70
肢体不自由	小学校	21	- 3	27	- 7
	中学校	10	+ 3	17	+ 4
	計	31	0	44	- 3
病弱・ 身体虚弱	小学校	36	+ 8	41	+ 9
	中学校	17	+ 1	25	+ 3
	計	53	+ 9	66	+ 12
弱 視	小学校	4	+ 2	4	+ 2
	中学校	1	- 1	1	- 1
	計	5	+ 1	5	+ 1
難 聴	小学校	8	+ 1	8	+ 1
	中学校	4	- 1	4	- 1
	計	12	0	12	0
自閉症・ 情緒障がい	小学校	246	+14	874	+ 89
	中学校	101	+ 8	326	+ 54
	計	347	+22	1200	+143
計	小学校	562	+30	1831	+126
	中学校	239	+ 8	771	+ 97
	計	801	+38	2602	+223

3 通級による指導 (通級指導教室)



通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、教科等については、大部分の授業を通常の学級で学習しながら、障がいに応じた特別の指導(自立活動の指導)を通級指導教室で受ける仕組みです。平成30年度より高等学校においても、通級による指導が制度上可能となり、7校に設置されております。

(令和5年5月1日現在)

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	計	増減
言語障がい	30校 (小30、中0)	468名	569名	1037名	- 6名
学習障がい等	36校 (小21、中8、高7)	326名	6名	332名	+20名
難聴、言語障がい	2校 (山響、酒特)		7名	7名	- 1名

☆ 就学にあたって・・・

障がいのある子どもの就学にあたっては、市町村教育委員会・特別支援学校等で教育相談を行い、子どもの実態を把握するとともに、保護者に情報を提供し、保護者の意見を十分に聴き取ります。そして、個々の教育的ニーズ、地域や学校の状況、教育の内容及び方法等について、教育や医学、心理学等の専門家の意見を聴き、市町村教育委員会が適切な就学先を総合的に判断して決定します。

☆ 「就学奨励費」について

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがあります。



☆ 教育相談：保護者の方等の相談に応じます



障がいのある子どもの保護者が将来の見通しをもち、安心して子育てができるよう、育て方やよりよい教育の在り方等について相談を行っています。

<p>地域教育相談窓口 ※ 月・火・水 9:00~16:00 (祝日、県教育センターを除く)</p>	<p>担当者（幼児発達相談専門員）から、継続的な指導・相談が受けられます。 ○ お近くの相談窓口にお問い合わせください。 東根市立東根小学校内 0237-42-3669 米沢市立万世小学校内 0238-28-0280 置賜総合支庁西置賜地域振興局 2階内 0238-87-8287 鶴岡市立朝陽第二小学校内 0235-25-9460 県教育センター内（窓口時間 10:00~15:00） 023-654-6060</p>
<p>「にこにこ相談」</p>	<p>○ 県内7地区（東南村山、西村山、北村山、最上、東置賜、西置賜、庄内）の7会場で継続的な教育相談を行います。各会場で年3回実施します。 ○ 対象は生活面、学習面等で気になる幼児児童とその保護者です。 ○ 相談の申し込み等の詳細については、県教育センターにお問い合わせください。 県教育センター「にこにこ相談」 023-654-6060</p>
<p>県教育センター 特別支援学校での 教育相談</p>	<p>○ 県教育センター及び各特別支援学校では、随時、教育相談を行っています。 ○ 県教育センター又は各特別支援学校にお問い合わせください。</p>

☆ 学校・幼稚園等の先生方等を支援します！！



<p>特別支援 巡回相談事業</p>	<p>【対象】特別支援学級担任、通級指導教室担当、高等学校教員、幼稚園・認定こども園・保育所等の担当者 【支援内容】子ども理解や授業、教育課程等についての相談や研修 【問い合わせ先】県内すべての特別支援学校で対応しています。詳細については最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。</p>
	<p>【対象】小学校、中学校の通常の学級担任 【支援内容】発達障がいのある子どもの相談や各種研修会での講師依頼等 【問い合わせ先】各教育事務所にお問い合わせください。</p>

<p>本件についてのお問い合わせ先 山形県教育局 特別支援教育課 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL: 023-630-2867・630-3346 FAX: 023-630-2774</p>	<p>その他の特別支援教育についての情報 山形県ホームページ → 特別支援教育課</p>  
---	--

◎表紙 「油彩 静物」 山形県立山形聾学校 高等部2年 平 圭介さん

「第4次山形県特別支援教育推進プラン」検討の経緯

◇令和4年 6月

第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会設置、委員委嘱

◇令和4年 7月11日

第1回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・次期プランの策定にあたって
 - ・現行プランの成果と課題
 - ・次期プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実について

◇令和4年 10月31日

第2回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第1回検討委員会で出された意見の整理
 - ・第4次プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・共生社会の形成を目指した理解・啓発の促進について
 - ・関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

◇令和4年 11月29日

第3回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第2回検討委員会で出された意見の整理
 - ・第4次プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・特別支援学校における教育の充実について
 - ・社会参加に向けた支援の充実について
 - ・教員の専門性の向上について

◇令和5年 1月13日

第4回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第3回検討委員会で出された意見の整理
 - ・各施策における具体的な取組み等の方向性(案)について

第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会 委員

	氏名	所属	備考	
1	佐竹 真次	県立保健医療大学	大学等	特任教授
2	中井 義時	山形大学	大学等	教授
3	伊東 愛子	県立こども医療療育センター	医療	所長
4	高橋 麻紀	ゆあーず（相談支援事業所）	福祉支援	所長
5	中野 智子	山形障害者職業センター	就労支援	主任
6	千葉 亮子	幼稚園長代表	幼・保	山形県私立幼稚園・認定こども園協会会長
7	戸村 浩二	小学校長代表	教育（小）	天童市立津山小学校長
8	花輪 武彦	中学校長代表	教育（中）	天童市立第二中学校
9	我妻 茂美	高等学校長代表	教育（高）	県立霞城学園高等学校長
10	三浦 祐一	県特別支援学校長代表	教育（特）	県立ゆきわり養護学校長
11	沓澤 聖	県特別支援学校長代表	教育（特）	県立楯岡特別支援学校長
12	高橋 友絵	県特別支援学校PTA連合会代表	保護者	県立ゆきわり養護学校PTA会長
13	佐藤 美代	Affinity（アフィニティ）	保護者	会長

議第 1 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

同	新庄神室産業高等学校	農 業	食料生産	40			
			農産活用	40			
		工 業	機械電気	40			
			環境デザイン	40			
	真室川校	普 通		40			

を

」

「

同	新庄神室産業高等学校	農 業	食料生産	40			
			農産活用	40			
		工 業	機械電気	40			
			環境デザイン	40			
	真室川校	商 業	ビジネス	40			
		普 通	創造	40			

に、

」

「

同	鶴岡南高等学校	普 通		160			
		理 数		40			
同	鶴岡北高等学校	普 通		120			

を

」

「

同	致道館高等学校	普 通		200			
		理 数		80			

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和6年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編を行うため提案するものである。

令和5年7月20日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表 (案)

現 行				改 正 案			
別表第1				別表第1			
高等学校の名称・課程及び入学定員				高等学校の名称・課程及び入学定員			
学校名	全日制の課程		入学定員	学校名	全日制の課程		入学定員
	設置学科	定時制の課程			設置学科	定時制の課程	
同 新庄神室産業高等学校	農 業	食料生産 農産活用	40	同 新庄神室産業高等学校	農 業	食料生産 農産活用	40
	工 業	機械電気 環境プラザ イン	40		工 業	機械電気 環境プラザ イン	40
	普 通		40		商 業	ビジネス 創造	40
同 鶴岡南高等学校	普 通		160	同 致道館高等学校	普 通		200
	理 数		40		理 数		80
同 鶴岡北高等学校	普 通		120		普 通		40
(略)				(略)			

議第 2 号

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立中学校管理運営規則（平成 27 年 8 月県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

山形県立東桜学館中学校	99	を
-------------	----	---

」

「

山形県立東桜学館中学校	99	に改める。
山形県立致道館中学校	99	

」

第 4 条の表中

「

山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校	を
-------------	--------------	---

」

「

山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校	に改める。
山形県立致道館中学校	山形県立致道館高等学校	

」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

山形県立鶴岡南高等学校及び山形県立鶴岡北高等学校を統合し、山形県立致道館高等学校を新設するとともに、山形県立致道館中学校を新設するため提案するものである。

令和 5 年 7 月 20 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県立中学校管理運営規則新旧対照表 (案)

現 行		改 正 案	
第2条	(略)	第2条	(略)
学 校 名	入 学 定 員	学 校 名	入 学 定 員
山形県立東桜学館中学校	99	山形県立東桜学館中学校	99
	(略)	山形県立致道館中学校	99
第4条	(略)	第4条	(略)
中 学 校	高 等 学 校	中 学 校	高 等 学 校
山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校	山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校
	(略)	山形県立致道館中学校	山形県立致道館高等学校

議第 3 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定に基づ
く意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 6 月定例会に提案された下記条例の制定について、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 4 項の規定により山形県
議会議長から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任
し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

提 案 理 由

山形県議会議長から上記条例の制定に当たり意見を求められ、急施を要したため、
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条
第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提
案するものである。

令和 5 年 7 月 20 日提出

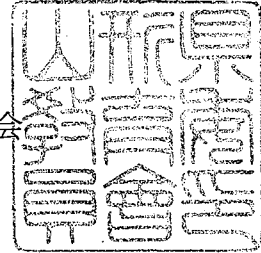
山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

生学第 157 号
令和 5 年 6 月 21 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県教育委員会



意見の聴取について

令和 5 年 6 月 20 日付け議調第 48 号で意見を求められた下記条例の制定については、適当なものと認めます。

記

議第 76 号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第76号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第1項事務の欄第20号中「第21条」を「第25条」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に改め、同欄第21号中「第23条」を「第26条」に改め、同欄第22号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

博物館法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 一略一		第2条 一略一	
2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 一略一 (20) <u>省令第21条</u> の規定による博物館に相当する施設が <u>省令第20条第1項</u> に規定する要件を欠くに至った旨の報告の受理 (21) <u>省令第23条</u> の規定による報告の徴収 (22) <u>省令第24条</u> の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し	米沢市	1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 一略一 (20) <u>省令第25条</u> の規定による博物館に相当する施設が <u>省令第24条第1項</u> に規定する要件を備えなくなった旨の報告の受理 (21) <u>省令第26条</u> の規定による報告の徴収 (削る)	米沢市
2 一略一	一略一	2 一略一	一略一

根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

4 都道府県の議会は、第1項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

(委任する事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

(18) 歳入歳出予算及び議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。

(臨時専決処理)

第5条 教育長は、第2条各号に掲げる事務(前条第1項各号に掲げるものを除く。)で緊急に処理することを要するものについて、非常災害その他緊急やむを得ない事情のため教育委員会の会議を開くいとまがないと認められるとき又は教育委員会の会議を開くことができないときは、専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務について、その旨を次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。